

一宮保育園 4・5 歳保育室トイレ等改修工事

(目 次)

意匠図

A	－	01	改修特記仕様書－1
A	－	02	改修特記仕様書－2
A	－	03	改修特記仕様書－3
A	－	04	改修特記仕様書－4
A	－	05	改修特記仕様書－5
A	－	06	改修特記仕様書－6
A	－	07	改修特記仕様書－7
A	－	08	工事概要・付近見取図
A	－	09	配置図兼仮設計画図
A	－	10	【改修前・改修後】平面詳細図、天井伏図

A	－	11	【改修前】展開図
A	－	12	【改修後】展開図
A	－	13	【改修前・改修後】建具表
A	－	14	部分詳細図
			—
P	－	01	《プール》平面図、展開図、仕上表、劣化改修表
P	－	02	《プール》断面詳細図
			—
			—
			—

2026.07

一宮保育園4・5歳保育室トイレ等改修工事

特記仕様書

I 工 事 概 要

1. 工事場所

高知市 一宮西町四丁目14番16号

2. 工事種目

【園舎】 木造平家建て 延べ面積690.12㎡

1) トイレ改修 一式

2) プール改修 一式

3. 関連工事等

電気設備工事・機械設備工事・ガス設備工事・昇降機設備工事・植栽工事
・合併処理装置設置工事・外構工事

4. 概成工期

・完成期限の()日前 (令和 年 月 日)
総合試運転調整 ・実施する ・実施しない

5. 部分使用(工事請負契約書第34条第1項)

令和 年 月 日からは、全ての室内部分を使用する。

II 建 築 工 事 仕 様

1. 特記仕様

1) 項目は、番号に○印の付いたものを適用する。
2) 特記事項は、・印の付いたものを適用する。・印のつかない場合は、※印の付いたものを適用する。
・印と※印の付いた場合は、共に適用する。
3) 特記事項に記載の()内表示番号は、「公共建築工事標準仕様書」の当該項目、当該図又は当該表を示す。
特記事項に記載の[]内表示番号は、「公共建築改修工事標準仕様書」の当該項目、当該図又は当該表を示す。
特記事項に記載の< >内表示番号は、「建築物解体工事共通仕様書」の当該項目、当該図又は当該表を示す。

2. 適用基準等

図面及び特記事項に記載されていない事項は、全て国土交通省(建設)大臣官房官庁営繕部監修の以下による
○公共建築工事標準仕様書(建築工事編) (令和7年版)
◎公共建築改修工事標準仕様書(建築工事編) (令和7年版)
◎建築工事標準詳細図 (令和4年版)
・敷地調査共通仕様書 (令和4年版)
○建築物解体工事共通仕様書 (令和4年版)

3. 「週休2日制工事」の実施について

※対象 (・選択Ⅰ型 ○選択Ⅱ型)
本工事は、工事着手日から工事完成日までの間の土曜日及び日曜日を現場の休工日の基本とする。
「週休2日制工事」の対象工事である。実施にあたっては高知市「週休2日制工事」実施要領(営繕工事編)による。
(https://www.city.kochi.kochi.jp/soshiki/123/syukyuhutsuka.html)
・対象外(理由:)

4. 「猛暑による作業不能日数」の実施について

※対象 ○見込んでいない (理由: ※過去のWBG7値に基づき算定した日数が0日のため ・)
・見込んでいる (作業不能日数: ※現場説明書による ・)
・対象外(理由:)

5. 「中東情勢の変化等による建設資材の流通状況を踏まえた設計変更」について

※適用する(現場説明書による) ・適用しない

項 目

特 記 事 項

一般共通事項

① 工事実績情報システム(コリンズ)への登録(請負金額500万円以上)(受注,変更,完成時)

登録の手続きについては、(一財)日本建設情報総合センターの「建設実績情報のコリンズ(コリンズ)への登録(請負金額500万円以上)」による。

② 情報共有システム

・適用する ※適用しない
機要件 (・ 現場説明書による ・)

③ 遠隔臨場の実施

・適用する ※適用しない
実施内容 (・ 現場説明書による ・)

④ 総合工程表

原則、工事の着手に先立ち、別契約関連工事の受注者と協議し、受注者及び別契約関連工事の受注者名による総合工程表を監督職員に提出する。

5 総合図

工事の施工に先立ち別契約関連工事の受注者と調整のうえ、総合図を作成し、監督職員の承諾を受ける。

⑥ 工事日誌

週ごとに工事の全般的な経過及び次週の工事予定を記載した日誌を監督職員に提出する。
また、工事の経過が明確にわかる写真を貼付すること。

⑦ 工事写真

工事写真はL版程度とし、工事の内容、日付等必要事項を記入し1部提出する。(A4版台紙)
撮影方法は、国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「営繕工事写真撮影要領(令和5年版)」による。
デジタル工事写真の黒板情報電子化の実施をする場合は、監督職員の承諾を受ける。
なお、実施については、国営建技第14号(令和5年3月1日付)「デジタル工事写真の黒板情報電子化について」による。

⑧ 下請負者の報告

各下請負者については下請負契約前に監督職員に報告する。

9 電気保安技術者

適用する。

⑩ 施工条件

施工日及び施工時間 ※1.3.5(1)(7)による。
・施工順序
・図示
工事用車両の駐車場所及び資機材の置場所
※ 仮図内 ○ 図示

その他の施工条件
○資機材の搬出入時など、工事関係車両(乗用車も含む)が敷地内を通行する際には、必ず誘導するものをつけ、公道まで徐行すること。
・登下校時間帯や休み時間等は車両の通行を中止する等必要な配慮をする。
○施設運営に支障のないように施設管理者、監督職員等と綿密に打合せの上施工すること。
○図示 (A-07、A-08)

⑪ 交通誘導警備員

交通誘導警備員を配置する場合は、原則として警備業法(昭和47年法律第117号)第4条による認定を受けた警備業者の警備員を配置することとし、建設作業員等の他職種の者を従事させないこととする。ただし、一時的な作業等で、安全確保に対処できると監督職員が認めたものについては、この限りでないものとする。

配置人員等 ・令和 年 月 日から令和 年 月 日までの間は 名常駐する。
・作業日は 名常駐する。その他監督職員と協議し、適宜配置する。
○監督職員と協議し、適宜配置する。

配置人員の資格
・1名以上/1班は交通誘導警備業務に係る検定合格者(1級又は2級)を配置する工事。
※交通誘導に關し、1名以上/1班は専門的な知識及び技能を有する警備員等を配置する工事。

資格	資 格 要 件	配置人数
1. 2級交通誘導警備検定合格者(交通誘導警備員A)	交通誘導警備に關して、公安委員会が学科及び実施試験を行い、専門的な知識及び技能を有すると認めたもの	人
交通誘導に關し、専門的な知識及び技能を有する警備員等(交通誘導警備員B)	警備業法における指定講習を受講したものの警備業法における基本的基礎教育及び業務別教育(警備業法第2条第1項第2号の警備業務)を現に受けているもので、交通誘導に關する警備業務に従事した期間(実務経験年数)が1年以上であるもの	10人

なお、事前に監督職員に検定合格証の写し等の資格要件の確認できる資料を提出する。

⑫ 工事安全計画書

建設工事公衆災害防止対策要綱及び建築工事安全施工技術指針を参考に、工事安全計画書を監督職員に提出する。

⑬ 統括安全衛生管理義務者の指名

労働安全衛生法(昭和47年法律第57号)第30条第2項に基づき指名をする。

⑭ 発生材の処理

産業廃棄物の運搬、処分等については、1.3.12により適切に処分するものとし、
事前に監督職員に処理計画書を提出する。
産業廃棄物の運搬、あるいは処分を他業者に委託する場合は、書面による委託契約を行い、処理計画書にその写しを添付する。
自己処分場で処分する場合は、その処分場が関係法令の規定に適合する旨の資料を提出し、監督職員の現地立会を受けたうえで承諾を得る。(積替・保管についても同様とする)
産業廃棄物の収集・運搬に当たっては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(以下廃棄物処理法という)施行令に基づく車両への表示及び書面の備え付けを行うこと。
また、産業廃棄物を搬出する車両について、処分場ごとに1台のみ写真撮影(現場搬出時及び処分場到着時)し、随時監督職員に報告する。
廃棄物処理法を遵守し、工期内に最終処分(埋立処分、海洋投入処分又は再生)を終了しなければならない。
また、産業廃棄物管理票(以下マニフェストという)により適正に処理されていることを確認するとともに、監督職員にそのマニフェストの写しを提出する。
また、最終処分終了後速やかにマニフェストの写しを提出する。
なお、廃棄物処理法に定める電子情報処理組織を使用する場合は別途協議する。
・引渡しを要するもの (・)
・現場再利用を図るもの (・)
○再資源化を図るもの (※コンクリート ※コンクリート及び鉄から成る建設資材 ※木材 ※アスファルトコンクリート)

特別管理産業廃棄物の施工計画調査
※行う ・行わない

分析調査
※施工計画調査の結果により、監督職員と協議する。
・行う (・) ・行わない

⑮ 再生資源利用(促進)計画書及び実施書の提出(請負金額100万円以上)

再生資源利用(促進)計画書及び実施書を、建設副産物情報交換システム(コプリス・プラス)により作成し、提出は以下による。
a) コプリス・プラスについては、建設副産物情報センターのホームページ(https://fkplus.jaic.or.jp)より、利用申請等を行うことができる。
b) 建設資材の利用量の大小や有無に関らず、紙に出力した再生資源利用計画書及び実施書(建設リサイクルガイドライン様式1)を、完成資料として監督職員に提出する。
c) 建設副産物の発生量及び搬出量の大小や有無に関らず、紙に出力した再生資源利用促進計画書及び実施書(建設リサイクルガイドライン様式2)を、完成資料として監督職員に提出する。
d) 受注者は再生資源利用(促進)計画書(現場掲示用様式)を工事現場の見やすい場所に掲げること。
e) 受注者は作成したデータを含め、再生資源利用(促進)計画書及び実施書を工事完成後5年間保存する。

⑯ 工事の保険

工事請負契約後、速やかに工事目的物、工事材料等に生じる損害、第三者に及ぼした損害を補償する保険を締結する。保険期間は、工事着工のときから完成期限より24日後以降までの期間とする。

⑰ 契約保証

※金銭的保証方式 ・

・有 ○無

⑱ 前払金支出割合区分補正

⑲ 証明書の提出(グリーン購入法)

「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律」(グリーン購入法)及び「高知県グリーン購入基本方針及び実施計画」に基づき、重点調達品目については、積極的に利用すること。なお、重点調達品目の中で木材・木材製品等においては、その原料とされる原木が生産された国における森林に関する法律に照らして合法なものを使用する。

木材・木材製品等については、県産木材納入証明書、県外産合法木材納入証明書を監督職員に提出すること。
[1.4.2]

項 目

特 記 事 項

⑳ 石綿含有建材の調査

事前調査の報告 一定規模以上の工事は労働基準監督署と高知市に報告が必要となる
事前調査範囲 ※改修範囲
事前調査は、建築物石綿含有建材調査者(特定、一般)又は、令和5年9月30日までに(一社)日本アスベスト調査診断協会に登録されたものが行うこと。
貸与資料 ※有 (○既存の設計図書 ○石綿含有建材分析調査報告書)
・無
分析調査 ※書面調査及び現地での目視調査の結果により、監督職員と協議する。
・行う (調査建材使用部位 調査建材名 検体数)
分析方法 ※定性分析
定性分析の結果により、定量分析を行う場合は監督職員と協議する。

㉑ 施工数量調査

調査範囲 ○「劣化改修」と図示のある箇所
調査方法 ※外部足場を使用した目視及び打診
破壊部分の補修方法 ※現状に復旧
外壁調査は、外壁改修フローに対する外壁面のひび割れ、浮き、欠損部、内部まで貫通したひび割れ及び雨漏りの有無についての位置及び数量(幅、長さ、面積)の調査を行う。
また、その調査の結果を立面図等に記載し集計表を添えて電子データと共に、監督職員に報告する。(必要に応じ写真等を添付する)

㉒ 技能士及び技能資格者

※適用する (○:一級、●:二級)
[1.7.2][1.7.3]

工 事 種 別	技 能 検 定 の 作 業 の 種 別
・仮設工事	※●とび作業(又は足場組立作業主任者)・
・鉄筋工事	※○鉄筋組立て作業
・コンクリート工事	・○コンクリート圧送工事作業 ・○型枠工事作業
・鉄骨工事	※●とび作業
・ブロック・ALCパネル工事	・○コンクリートブロック工事作業 ・(単一)エーユルシーパネル工事作業
・防水工事	・○アスファルト防水工事作業 ・○ウレタンゴム系塗膜防水工事作業 ・○アクリルゴム系塗膜防水工事作業 ・○合成ゴムシート防水工事作業 ・○塩化ビニル系シート防水工事作業 ・○セメント系防水工事作業 ・○シーリング防水工事作業 ・○改良アスファルトシートトーチ工法防水工事作業 ・○FRP防水工事作業
・石工事	※○石張り作業
・タイル工事	※○タイル張り作業
・木工事	※○大工工事作業
・屋根及びとい工事	・○かわらぶき ・●スレート工事作業 ・○内外装板金作業
・金属工事	・○鋼製下地工事作業・(単一)金属製バルコニー工事作業
・左官工事	※○左官作業
・建具工事	・○ビル用サッシ施工作業 ・○木製建具製作 ・○ガラス工事作業
・カーテンウォール工事	※○金属製カーテンウォール工事作業
・塗装工事	※○建築塗装作業
○内装工事	○○プラスチック系床仕上げ工事作業 ・○壁装作業 ・●カーペット系床仕上げ工事作業 ・○畳製作作業 ○○ボード仕上げ工事作業
・植栽工事	※○造園工事作業
・その他	・一級又は(単一)樹脂接着剤注入作業(エポキシ樹脂注入工事) ・○家具手加工作業

適用する技能士について、当該資格を有することが確認できる書類及び資格者が特定できる書類(運転免許証等)の写しを提出する。

23 化学物質の室内濃度の測定

化学物質の室内濃度を測定し、厚生労働省が定める指針値以下であることを確認し、
報告書を監督職員に提出する。
ただし、完成検査前に報告書の提出が困難な場合は、事前に信頼のおける速報等の資料を監督職員に提出する。この場合、後日に正式な報告書を速やかに監督職員に提出しなければならない。
測定する業者の選定にあたっては、あらかじめ監督職員に報告すること。

測定方法
※厚生労働省「室内空気中化学物質の室内濃度指針値及び標準的測定方法について」による。
測定対象化学物質
※ホルムアルデヒド ※トルエン ※キシレン ※エチルベンゼン
※スチレン ※パラジクロロベンゼン
測定箇所 ()箇所 施工前・施工後(計 回測定)
測定対象室 ()
なお、測定結果が厚生労働省の定める指針値を超えている場合は、原則として本工事の引き渡しを行わないこととする。ただし、次のいずれかに該当する場合は除く。
1 何らかの対策が施された結果、揮発性有機化合物の濃度が厚生労働省の定める指針値以下となつたことが確認された場合。
2 濃度測定の結果が、本工事の施工により生じたものでないことが明確である場合。
3 濃度測定が、使用開始後(備品の搬入等を含む)に行われた場合。
本工事の引き渡し後、あるいは、使用開始後に室内の揮発性有機化合物(VOC)の濃度測定が行われ、測定結果が厚生労働省の指針値を超えている場合については、受注者は、工事引き渡し後であつても、その原因究明に当たって協力しなければならない。
また、本工事の施工が原因となつて、化学物質の濃度が厚生労働省の定める指針値を超えたものであることが判明した場合は、受注者の負担により、その対策を講じなければならない。

内部養生に合板又は構造用パネルを使用する場合、その合板または構造用パネルのホルムアルデヒド放散量はF☆☆☆☆、又はそれと同等と認められる製品を使用する。

本工事に使用する材料等のうち、特定のものが特記された場合は、設計図書に規定するもの又はこれらと同等のものとする。(記載順序は不同)また、「評価名簿による」と特記されたものについては、(一社)公共建築協会発行の「建築材料・設備機材等品質性能評価事業建築材料等評価名簿」によるもの、又は評価の内容についてこれらと同等と認められるものとする。
ただし、同等とする場合は、監督職員の承諾を受ける。

県内産資材の優先使用
本工事に使用する資材は、機能、品質、価格等が同等であれば、県内産資材を優先して使用するものとする。なお、県外産資材を使用する場合は、使用理由を施工計画書の打合せ事項に記載し、監督職員の確認を受けること。
注1: 県内産資材とは、高知県内で産出した原材料を用いて、高知県内で製造、加工した資材、又は高知県外で産出した原材料を用いて、高知県内で製造、加工された資材をいう。
ただし、①木材は、高知県の森林から生産されたもの、②生コンクリートの細骨材に配合する海砂は、高知県内で産出されたものとする。
注2: 県外産資材とは、県内産資材以外の資材をいう。

㉔ 直接仮設の養生

㉕ 建築材料等

工 事 名

高 知 市 都 市 建 設 部 公 共 建 築 課

係 係 長 課 長 補 佐 課 長 図 面 番 号

一宮保育園4・5歳保育室トイレ等改修工事

図 面 名 改修特記仕様書(1) 2026.07 縮 尺

作 図 年 月 日

A-01

項 目		特 記 事 項	項 目	特 記 事 項	項 目	特 記 事 項																																					
26	特別な材料の工法	公共建築工事標準仕様書に記載されていない特別な材料の工法は、監督職員の承諾を受けて当該材料製造所の指定する工法による。	3	仮設間仕切り（屋内）	設置箇所 間仕切り種別 A種、B種の場合 仕上げる材種 塗装仕上げ等 仮設扉設置箇所 仮設扉種別	7	鋼製建具																																				
27	風圧力	本工事に使用する材料及び工法は、建築基準法に基づき定まる風圧力に対応したものとし、速度圧を求める場合の風速(Vo)及び地表面粗土区分は、次の数値とする。 風速(Vo)：※ 38m/sec ・ 36m/sec 地表面粗土区分：※ Ⅲ ・ Ⅱ	4	監督職員事務所	・ 設ける (m ² 程度) ※ 設けない	8	鋼製軽量建具																																				
28	仕上面の出隅処理	内外部とも仕上出隅で利用者の手の届く範囲は、図示が無くとも原則として全て面取りを施す。 木部(家具を含む) 6mm程度 コンクリート、モルタル部 20mm程度 鉄部、金属部 3mm程度 建具類等、上記により難い場合は、監督職員と協議する。	5	監督職員の備品等	備品等の設置 備品等の種類 数 量 備品等の種類 数 量 備品等の種類 数 量 備品等の種類 数 量	9	ステンレス製建具																																				
29	事業損失補償	※現場説明書による。	6	工事用水・電力	構内既存の施設(用水) 構内既存の施設(電力) 構内既存の施設を利用できる場合で、無償の場合は、下記a)～c)による。 a) 既存設備の水栓等から直接水を使用する場合は、監督職員と協議する。 b) 既存のコンセントから直接電力を使用する場合は、監督職員と協議する。 c) 工事用電源を既存建築物から分岐する場合は、原則、既設分電盤の共用回路のコンセントからとする。なお、接続する回路の負荷状態等を確認し、既設負荷への波及がないようにする。 また、漏電遮断器付コンセント等を使用し、安全の確保を図る。 構内既存の施設を利用できる場合で、有償の場合は、上記a)～c)に下記d)～e)を加える。 d) 工事用水は、既存設備に量水器を設けて、仮設配管を施し使用するものとする。 e) 工事用電力は、原則、既存設備に電力計を設けて、仮設配電盤を設置し、使用するものとする。 四国電力送配電株式会社などの架空線に防護管の設置が必要な場合は、監督職員と協議する。	10	木製建具																																				
30	完成時の提出図書	① 完成図(作成範囲 ・ 配置図 ・ 平面図 ・ 立面図 ・ 断面図 ② 仕上表) ・ 完成図(CADデータの提出 ※する(CD-R等) ・ しない) ・ 保全に関する資料(提出部数 ※2部 ・ 部) 上記のほか、使用材料のメーカー名、品番、色(マンセル値等)をCADデータ等で監督職員に提出する。 ③ 工種別下請負者の一覧表 ④ 施工図、施工計画書 提出した施工図及び施工計画書の著作に係わる当該建物に限る使用権は、発注者に移譲するものとする。	7	仮囲い	※ 図示	11	建具用金物																																				
31	完成写真	下表のものを監督職員に提出する。 <table><tr><th>位 置</th><th>分類・規格</th><th>撮影枚数</th><th>部 数</th></tr><tr><td>・ 各室</td><td>手札版(L版)</td><td>※2枚・枚</td><td>※1部・部</td></tr><tr><td>・ 外部</td><td>キャビネ版</td><td>※4枚・枚</td><td>※1部・部</td></tr><tr><td>・ 外部</td><td>半切パネル(・木製枠※アルミ枠)</td><td>※1枚・枚</td><td>※1部・部</td></tr><tr><td>・</td><td>スライド</td><td></td><td>※1部・部</td></tr></table> カラー・電子データ化(CD-R等)し、すべて提出する。 撮影箇所は監督職員と協議する。 上表のほか、監督職員指示の箇所をデジタルカメラにて撮影し、CD-R等に提出する。 画像形式等 フォーマット：JPEG 画像サイズ：2816×2112ピクセル以上	位 置	分類・規格	撮影枚数	部 数	・ 各室	手札版(L版)	※2枚・枚	※1部・部	・ 外部	キャビネ版	※4枚・枚	※1部・部	・ 外部	半切パネル(・木製枠※アルミ枠)	※1枚・枚	※1部・部	・	スライド		※1部・部	8	仮設物撤去後の整地・断片付け	※ 原形の復旧 ・ 良質土にて設計地盤まで盛土整地する。 範囲(図示) 厚さ()	12	鍵																
位 置	分類・規格	撮影枚数	部 数																																								
・ 各室	手札版(L版)	※2枚・枚	※1部・部																																								
・ 外部	キャビネ版	※4枚・枚	※1部・部																																								
・ 外部	半切パネル(・木製枠※アルミ枠)	※1枚・枚	※1部・部																																								
・	スライド		※1部・部																																								
32	別途設備工事との取合い	施工範囲 ・ 貫通孔、開口部の補強 ・ 壁、天井の仕上材、下地材の切込み及び下地材の補強 ・ 駆動装置が電動による建具類の2次配線及び操作スイッチ ・ 自動閉鎖装置取付け箇所の切込み及び補強 <table><tr><th>補 強 種 別</th><th colspan="2">内 容</th></tr><tr><td rowspan="3">貫通孔、開口部の補強</td><td>梁</td><td></td></tr><tr><td>壁</td><td></td></tr><tr><td>スラブ</td><td></td></tr><tr><td colspan="2">壁切込み及び補強</td></tr><tr><td colspan="2">天井切込み及び補強</td></tr></table>	補 強 種 別	内 容		貫通孔、開口部の補強	梁		壁		スラブ		壁切込み及び補強		天井切込み及び補強		9	建具改修工事	1 改修工法 2 防火戸 3 建具見本の製作等 4 防犯建物部品 5 アルミニウム製建具	12	鍵																						
補 強 種 別	内 容																																										
貫通孔、開口部の補強	梁																																										
	壁																																										
	スラブ																																										
壁切込み及び補強																																											
天井切込み及び補強																																											
33	撤去部分	コンクリート、モルタル等の撤去部分の境目は、原則としてダイヤモンドカッター切りとする。	10	木製建具	※ かつぶせ工法 ・ 撤去工法 壁部分の開口の開け方 新規建具周囲の補修工法及び範囲 防火戸の指定等 ※ 図示 防火戸の自動閉鎖機構及び防火戸について、連動させる装置等 ※ 図示 建具見本の製作 ・ 行う(建具番号) ・ ※ 行わない ・ 工事に使用するものとして、あらかじめ製作するもの ・ 納まり等がわかる程度のもの 特殊な建具の仮組 ・ 行う(建具番号) ・ ※ 行わない ・ 適用する 適用箇所：※ 図示 外部に面する建具の性能等 <table><tr><th>種別</th><th>耐風圧性</th><th>気密性</th><th>水密性</th><th>枠の見込み</th><th>備 考</th></tr><tr><td>・ A種</td><td>S-4</td><td rowspan="2">A-3</td><td rowspan="2">W-4</td><td>※ 図示</td><td rowspan="2"></td></tr><tr><td>※ B種</td><td>S-5</td></tr><tr><td>・ C種</td><td>S-6</td><td>A-4</td><td>W-5</td><td>※ 図示</td><td></td></tr></table> ・ 防音ドア、防音サッシの遮音性の等級 適用箇所 ※ 図示 ・ 断熱ドア、断熱サッシの断熱性の等級 適用箇所 ※ 図示 ステンレス鋼板の種類 ※ SUS304、SUS430J1L又はSUS443J1 網戸等 <table><tr><th>種別</th><th>材質</th><th>線径</th><th>網目</th><th>適用箇所</th></tr><tr><td>・ 防虫網</td><td>※合成樹脂製 ・ ガラス繊維入り合成樹脂製 ・ ステンレス製(SUS316)</td><td>※0.25mm以上</td><td>※16～18メッシュ</td><td>※ 図示</td></tr><tr><td>・ 防鳥網</td><td>※ステンレス(SUS304)線材</td><td>※1.5mm</td><td>※網目寸法15mm</td><td>※ 図示</td></tr></table> 外部に面する建具 表面処理の種別 色合い等 屋内に使用する建具 表面処理の種別 色合い等 ステンレス製くつずりの仕上げ 結露水の処理方法 水切り板、ぜん板	種別	耐風圧性	気密性	水密性	枠の見込み	備 考	・ A種	S-4	A-3	W-4	※ 図示		※ B種	S-5	・ C種	S-6	A-4	W-5	※ 図示		種別	材質	線径	網目	適用箇所	・ 防虫網	※合成樹脂製 ・ ガラス繊維入り合成樹脂製 ・ ステンレス製(SUS316)	※0.25mm以上	※16～18メッシュ	※ 図示	・ 防鳥網	※ステンレス(SUS304)線材	※1.5mm	※網目寸法15mm	※ 図示	12	鍵	種類及び見掛け部分の材質 金属製建具用の丁番の枚数及び大きさ 樹脂製建具用の丁番の枚数及び大きさ 木製建具用の丁番の枚数及び大きさ 木製建具の戸車及びレール 握り玉及びレバーハンドル、押板類、クレセントの取付け位置 マスターキーの製作(対応) ・ 製作する (・ 新規 ・ 既存合わせ) ・ 製作しない(※ 既存マスターキーに合わせる ・ 合わせない) 鍵の製作本数 ※3本1組 鍵箱 ・ 設ける(本用 組) ※ 設けない 製造所 評価名簿による(評価名簿に記載のないものは図示による)
種別	耐風圧性	気密性	水密性	枠の見込み	備 考																																						
・ A種	S-4	A-3	W-4	※ 図示																																							
※ B種	S-5																																										
・ C種	S-6	A-4	W-5	※ 図示																																							
種別	材質	線径	網目	適用箇所																																							
・ 防虫網	※合成樹脂製 ・ ガラス繊維入り合成樹脂製 ・ ステンレス製(SUS316)	※0.25mm以上	※16～18メッシュ	※ 図示																																							
・ 防鳥網	※ステンレス(SUS304)線材	※1.5mm	※網目寸法15mm	※ 図示																																							
34	不当要求等への対応	暴力団又は暴力団関係者からの不当要求又は工事妨害(以下この文において「不当介入」という。)の排除については次による。 a) 受注者は、暴力団又は暴力団関係者からの工事の施工に関して不当介入を受けたときは、その旨を直ちに監督職員に報告し、所轄の警察署に届出なければならない。 b) 受注者は、不当介入による被害を受けたときは、その旨を直ちに監督職員に報告し、所轄の警察署に届出なければならない。 c) 受注者は、監督職員及び所轄警察署と協力して、不当介入の排除処理を講じなければならない。 d) 受注者が、不当介入の報告を怠った場合は、「高知市競争入札指名停止措置要綱」に基づき、指名停止措置を行うものとする。	11	建具用金物	種類 ・ 防虫網 ・ 防鳥網	12	鍵																																				
35	消防計画	工事の着手にあたり、火災等の災害の予防や、使用部分と工事中の部分の安全を確保するため、別契約の関連工事業者と協議の上、「工事中の消防計画書」を作成し、当該施設の防火管理者の承諾を得て届出を行う。	6	樹脂製建具	外部に面する建具の性能等 <table><tr><th>種別</th><th>耐風圧性</th><th>気密性</th><th>水密性</th><th>枠の見込み</th><th>備 考</th></tr><tr><td>・ A種</td><td>S-4</td><td rowspan="2">A-4</td><td rowspan="2">W-5</td><td>※ 図示</td><td rowspan="2"></td></tr><tr><td>※ B種</td><td>S-5</td></tr><tr><td>・ C種</td><td>S-6</td><td></td><td></td><td>※ 図示</td><td></td></tr></table> ・ 防音ドア、防音サッシの遮音性の等級 適用箇所 ※ 図示 ・ 断熱ドア、断熱サッシの断熱性の等級 適用箇所 ※ 図示 外部に面する建具の日射熱取得特性の等級 網戸等 <table><tr><th>種別</th><th>材質</th><th>線径</th><th>網目</th><th>適用箇所</th></tr><tr><td>・ 防虫網</td><td>※合成樹脂製 ・ ガラス繊維入り合成樹脂製 ・ ステンレス製(SUS316)</td><td>※0.25mm以上</td><td>※16～18メッシュ</td><td>※ 図示</td></tr><tr><td>・ 防鳥網</td><td>※ステンレス(SUS304)線材</td><td>※1.5mm</td><td>※網目寸法15mm</td><td>※ 図示</td></tr></table>	種別	耐風圧性	気密性	水密性	枠の見込み	備 考	・ A種	S-4	A-4	W-5	※ 図示		※ B種	S-5	・ C種	S-6			※ 図示		種別	材質	線径	網目	適用箇所	・ 防虫網	※合成樹脂製 ・ ガラス繊維入り合成樹脂製 ・ ステンレス製(SUS316)	※0.25mm以上	※16～18メッシュ	※ 図示	・ 防鳥網	※ステンレス(SUS304)線材	※1.5mm	※網目寸法15mm	※ 図示	12	鍵	鍵の製作本数 ※3本1組 鍵箱 ・ 設ける(本用 組) ※ 設けない 製造所 評価名簿による(評価名簿に記載のないものは図示による)
種別	耐風圧性	気密性	水密性	枠の見込み	備 考																																						
・ A種	S-4	A-4	W-5	※ 図示																																							
※ B種	S-5																																										
・ C種	S-6			※ 図示																																							
種別	材質	線径	網目	適用箇所																																							
・ 防虫網	※合成樹脂製 ・ ガラス繊維入り合成樹脂製 ・ ステンレス製(SUS316)	※0.25mm以上	※16～18メッシュ	※ 図示																																							
・ 防鳥網	※ステンレス(SUS304)線材	※1.5mm	※網目寸法15mm	※ 図示																																							
36	工事特性等	受注者は、自ら立案した工事特性、創意工夫、社会性等のそれぞれの評価項目について、実施しようとする場合は、事前に計画内容を所定の様式で監督職員に提出する。 また、実施後、工事完成時までに所定の様式に実施状況の分かる図面や状況写真等を添付して監督職員に提出する。	11	建具用金物	種類及び見掛け部分の材質 金属製建具用の丁番の枚数及び大きさ 樹脂製建具用の丁番の枚数及び大きさ 木製建具用の丁番の枚数及び大きさ 木製建具の戸車及びレール 握り玉及びレバーハンドル、押板類、クレセントの取付け位置 マスターキーの製作(対応) ・ 製作する (・ 新規 ・ 既存合わせ) ・ 製作しない(※ 既存マスターキーに合わせる ・ 合わせない) 鍵の製作本数 ※3本1組 鍵箱 ・ 設ける(本用 組) ※ 設けない 製造所 評価名簿による(評価名簿に記載のないものは図示による)	12	鍵	鍵の製作本数 ※3本1組 鍵箱 ・ 設ける(本用 組) ※ 設けない 製造所 評価名簿による(評価名簿に記載のないものは図示による)																																			
仮設工事（改修）		内部足場 ※ きやつたつ、足場板等 外部足場 ※ 本足場 外部足場の養生 ※ 図示 材料、撤去材の運搬方法 ・ 屋上防水作業の端部には、墜落防止手摺等墜落の危険を防止する措置を講ず																																									

項 目		特 記 事 項		項 目		特 記 事 項		項 目		特 記 事 項		
13	自動ドア開閉装置	戸の開閉方式 ・ 図示 ・ 片引き ・ 引分け ・ 片開き 引き戸用駆動装置（車椅子使用者用便房出入口を除く） 性能値 ※表5.9.1による 種類 ・ SSLD-1 ・ SSLD-2 ・ DSLD-1 ・ DSLD-2 引き戸用検出装置 性能値 ※表5.9.3による 種類 ・ 光線（反射）センサー ・ 熱線センサー ・ 音波センサー ・ 光電センサー ・ 電波センサー ・ 押しボタンスイッチ ・ タッチスイッチ（・無線式 ・ 光線式） 防錆 ・ 適用する（塩害のおそれのある場合） ※適用しない 車椅子使用者用便房出入口に設置される引き戸用駆動装置 性能値 ※表5.9.2による 車椅子使用者用便房用操作スイッチの種類 ・ 大形（開・閉）押しボタンスイッチ ・ 非接触スイッチ 防錆 ・ 適用する（塩害のおそれのある場合） ※適用しない 凍結防止措置 ・ 行う 製造所 評価名簿による			20	ガラスブロック積み ガラスブロック材料 表面形状 呼び寸法 厚さ 色調 防火性能 ※なし ・ あり 壁用金属枠及び補強材 ・ 図示 ・ ステンレス（SUS304） ・ アルミニウム 力骨 材 質 寸 法 形 状 ※ ステンレス鋼（SUS304） ※ 径5.5mm ※ はしご形状複筋及び単筋 ・ ・ シーリング材の種類 ※ SR-1 金属製化粧カバー 材質 ・ ステンレス製 ・ アルミニウム製 寸法 ※ 図示 形状 ※ 図示 工法 ・ 建築基準法に基づき定まる風圧力に対応した工法 ※ 図示 目地幅の寸法 ※ 図示 伸縮調整目地の位置 ※ 図示			9	造作用単板積層材 ・ JAS 1152(集成材)に基づく造作用集成材等以外の造作用集成材 施工箇所 樹種 寸法(mm) 見付け材面の品質 含水率 ※ 図示 ※15%以下 ・ JAS 1152(集成材)に基づく化粧ばり造作用集成材以外の化粧ばり造作用集成材 施工箇所 樹種 化粧薄板の厚さ(mm) 寸法(mm) 見付け材面の品質 含水率 ※ 図示 ※15%以下 化粧薄板: 芯材: 化粧薄板: 芯材: ・ JAS 0701(単板積層材)に規定する造作用単板積層材 施工箇所 品名 厚さ(mm) 表面の化粧加工 防虫処理 ・ 有（・天然木化粧加工 ・ 塗装加工） ・ 行う ・ 図示 ・ 無（等級: ・ 1等 ・ 2等 ・ 3等） ・ 行わない ・ JAS 0701(単板積層材)に規定するもの以外の造作用単板積層材 施工箇所 厚さ(mm) 表面の化粧加工 防虫処理 含水率 ・ 有（・天然木化粧加工 ・ 塗装加工） ・ 行う ・ 図示 ・ 無（等級: ・ 1等 ・ 2等 ・ 3等） ・ 行わない		
		14		自閉式上吊り引戸装置 性能 ※表5.10.1による 製造所 評価名簿による			10			直交集成板 ・ JAS 3079(直交集成板)に基づくC L T（直交集成板） 施工箇所 品名 曲げ強度(強度等級) 種別 接着性能(使用環境) 樹種 寸法(mm) ※ 図示		
		15		重量シャッター シャッターの種類 ・ 管理用シャッター ・ 外壁用防火シャッター ・ 屋内用防火シャッター ・ 防煙シャッター 開閉方式の種類 ※ 電動式(手動併用) ・ 手動式 急降下制動装置、急降下停止装置の設置箇所 ※ 図示 障害物感知装置の設置箇所 ※ 図示 危害防止機構の設置箇所 ※ 図示 管理用シャッターのシャッターケース ・ 設ける スラット及びシャッターケース用鋼板 鋼板の種類 ・ JIS G 3302(溶融亜鉛めっき鋼板及び鋼帯) ・ JIS G 3312(塗装溶融亜鉛めっき鋼板及び鋼帯) めっきの付着量 ※ Z12又はF12を満足するもの ステンレス鋼板の種類 ※ SUS304、SUS430J1L又はSUS443J1 製造所 評価名簿による			⑪			合板等 下地用合板 ・ JAS 0233(合板)に規定する普通合板 施工箇所 品名 厚さ(mm) 単板の樹種名 接着の程度 板面の品質 防虫処理 難燃処理 防火処理 ※ 図示 ・ JAS 0233(合板)に規定する構造用合板 施工箇所 品名 厚さ(mm) 単板の樹種名 接着の程度 等級 板面の品質 防虫処理 強度等級 ※ 図示 ・ JAS 0233(合板)に規定する化粧ばり構造用合板 施工箇所 品名 厚さ(mm) 単板の樹種名 接着の程度 防虫処理 ・ JAS 0233(合板)に規定する天然化粧合板 施工箇所 厚さ(mm) 化粧板に使用する単板の樹種名 接着の程度 防虫処理 ・ JAS 0233(合板)に規定する特殊加工化粧合板 施工箇所 品名 厚さ(mm) 接着の程度 単板の樹種名 化粧加工の方法 防虫処理 ・ JIS A 5908に基づくパーティクルボード 施工箇所 厚さ(mm) 表裏面の状態 による区分 曲げ強さによる区分 耐水性による区分 難燃性による区分 乾式二重床 ※ 15.0 ※ 20.0 ・ 素地 ・ 研磨板 ・ 無研磨板 ・ 素地 ・ 研磨板 ・ 無研磨板 ・ JAS 0360に基づく構造用パネル 施工場所 品名 厚さ(mm) 等 級 ・ 1 級 ・ 2 級 ・ 3 級 ・ 4 級 ・ JIS A 5905に基づくミディアムデンシティファイバーボード（MDF） 施工箇所 厚さ(mm) 表裏の状態による区分 曲げ強さによる区分 耐水性による区分 難燃性による区分		
16		軽量シャッター 開閉形式 ・ 電動式(手動併用) ※ 手動式 耐風圧強度（ N/m2） 電動式シャッターの安全装置 障害物感知装置の設置箇所 ※ 図示 急降下停止装置 ・ 設置する ・ 設置しない スラットの材質の種類 ・ JIS G 3312(塗装溶融亜鉛めっき鋼板及び鋼帯) めっきの付着量 ※ Z06又はF06を満足するもの ・ JIS G 3322(塗装溶融55%アルミニウム-亜鉛合金めっき鋼板及び鋼帯) めっきの付着量 ※ AZ90を満足するもの スラットの種類 ・ インターロック形 ・ オーバーラッピング形 製造所 評価名簿による			⑦		製材 日本農林規格以外の製材及び集成材について、目視による材の欠点がないことの確認は、樹種ごとに無作為に抽出し、その抽出割合は10%以上とする。 ○下地用針葉樹製材 施工箇所 ※ 図示 樹種 ・ 杉 ・ 桧 寸法(mm) ※ 図示 等級 JAS 1083-5に基づく場合 ・ 1 級 ・ 2 級 JAS 1083-5以外の場合 ※ 特一等 ・ 一等 含水率 ※ 15%以下 ・ 20%以下 保存処理 ・ 行う ○ 行わない 防虫処理 ・ 行う ○ 行わない 難燃処理 ・ 行う ○ 行わない ○造作用針葉樹製材 施工箇所 ※ 図示 樹種 ・ 杉 ・ 桧 寸法(mm) ※ 図示 等級 JAS 1083-2に基づく場合 見え掛かり面: ※ 上小節 ・ 無節 見え掛かり面以外: ※ 小節以上 JAS 1083-2以外を使用する場合 ※ A 種 ・ B 種 含水率 ※ 15%以下 ・ 18%以下 保存処理 ・ 防虫処理 ・ 行う ○ 行わない 難燃処理 ・ 行う ○ 行わない ・ 広葉樹製材 施工箇所 ※ 図示 樹種 ・ 寸法(mm) ※ 図示 等級 JAS 1083-6に基づく場合 : ・ 特等 ※ 1 等 ・ 2 等 JAS 1083-6以外を使用する場合 : ※ 特一等 ・ 一等 含水率 ※ 10%以下 ・ 保存処理 ・ 防虫処理 ・ 行う ・ 行わない 難燃処理 ・ 行う ・ 行わない ・ JAS 1152(集成材)に基づく造作用集成材 施工箇所 品名 樹種 寸法(mm) 見付け材面数 見付け材面の品質 ※ 図示 ※ 1 等 ・ 2 等 ・ JAS 1152(集成材)に基づく化粧ばり造作用集成材 施工箇所 品名 樹種 化粧薄板の厚さ(mm) 寸法(mm) 見付け材面数 見付け材面の品質 化粧薄板: 芯材: 化粧薄板: 芯材:					
17		オーバーヘッドドア セクション材料による区分 開閉方式による区分 収納形式による区分 ガイドレールの材料 耐風圧性能区分 ※ スチールタイプ ※ バランス式 ・ スタンダード形 ※ 溶融亜鉛めっき鋼板 ・ アルミニウムタイプ ・ チェーン式 ・ ローヘッド形 ・ ステンレス鋼板 ・ ファイバーグラスタイプ ・ 電動式 ・ ハイリフト形 ・ パーチカル形 電動式に設ける障害物感知装置の設置箇所 ※ 図示 製造所 評価名簿による			8		造作用集成材 ・ JAS 1152(集成材)に基づく造作用集成材 施工箇所 品名 樹種 寸法(mm) 見付け材面数 見付け材面の品質 ※ 図示 ※ 1 等 ・ 2 等 ・ JAS 1152(集成材)に基づく化粧ばり造作用集成材 施工箇所 品名 樹種 化粧薄板の厚さ(mm) 寸法(mm) 見付け材面数 見付け材面の品質 化粧薄板: 芯材: 化粧薄板: 芯材:					
⑬		ガラス ガラスの種類、厚さ等 ・ 熱線吸収板ガラス(グリーン) ※ 図示(製造所は評価名簿による) ※ その他のガラス ※ 図示 ガラス溝の大きさ ※ 製造所の仕様による ガラス端部で枠にのみ込まない部分の小口加工 ※ 図示 種別 建具の種類 材 質 板ガラスをはめ込む溝の大きさ(mm) アルミニウム製 ※ シーリング材 ・ ガasket ・ グレージングチャンネル 樹脂製 ※ シーリング材 ・ ガasket ・ グレージングビート 鋼製及び鋼製軽量 ※ シーリング材 ・ ガasket ステンレス製 ※ シーリング材 ・ ガasket 木製 ※ シーリング材 ・ 押縁留め シーリング材 ※ SR-1 [表3.7.1]			⑭		ガラス留め材					
						高知市 都市建設部 公共建築課		工 事 名		係 係長 課長補佐 課 長 図面番号		
								一宮保育園 4・5歳保育室トイレ等改修工事		A-03		
								図 面 名 改修特記仕様書(3) 2026.07 縮 尺		作 図 年 月 日		

</

項目

特記事項

37

タイル張り

伸縮調整目地の位置・図示 ※6.16.2(1)(7)及び(4)による
タイルの見本焼き ※行わない
タイルの試験張り ※行わない
・セメントモルタルによるタイル張り
施工箇所 形状寸法(mm) 吸水率の区分 うわぐすり 色 耐凍害性 耐滑り性 役物の適用 品質(公表単価(円/㎡))
標準的な曲がりの役物は一体成形とする。
下地モルタル塗りを行うコンクリート素地面の処理・MCR工法・目荒し工法
壁タイル張りの工法
内装タイル・密着張り・改良圧着張り
内装タイル以外のユニットタイル・マスク張り・モザイクタイル張り
・有機系接着剤によるタイル張り
施工箇所 形状寸法(mm) 吸水率の区分 うわぐすり 色 耐凍害性 耐滑り性 役物の適用 品質(公表単価(円/㎡))
標準的な曲がりの役物は一体成形とする
接着剤のホルムアルデヒド放散量 ※F☆☆☆☆
38 セルフレベリング材塗り
種別 標準塗厚(mm) 施工箇所
・せつこう系・セメント系 ※10

項目

特記事項

塗装改修工事
① 一般事項
② 下地調整
③ 素地ごしらえ
4 錆止め塗料の種類別

⑤ 塗装の種類

⑤ 塗装の種類
[7.3.2、7.5.2～7.13.2][表7.5.1～表7.13.1]
略号 塗装 塗装面 塗替え 新規
・SOP 合成樹脂調合ペイント塗り 木部(屋外)・A種 ※B種 ※A種・B種
木部(屋内)・A種 ※B種 ※A種 ※B種
鉄鋼面・A種 ※B種 ※A種 ※B種
亜鉛めっき鋼面・A種 ※B種 ※A種 ※B種
鋼製建具(亜鉛めっき鋼面) ※A種・B種 ※A種 ※B種
・CL クリヤラッカー塗り・A種 ※B種 ※A種 ※B種
・NAD アクリル樹脂系非水分散形塗料塗り・A種 ※B種 ※A種 ※B種
・DP 耐候性塗料塗り 上塗り塗料等級 鉄鋼面 表7.8.1 表7.8.1
・1級・2級 亜鉛めっき鋼面 表7.8.2 表7.8.2
コンクリート及び押出成形セメント板面・A-1・B-2・C-1・A-1・B-2・C-1
・EP-G つや有合成樹脂エマルジョンペイント塗り コンクリート面 ※B種・A種 ※B種
押出成形セメント板面 ※B種・A種 ※B種
モルタル面 ※B種・A種 ※B種
プラスター面 ※B種・A種 ※B種
せつこうボード面 ※B種・A種 ※B種
その他ボード面 ※B種・A種 ※B種
屋内木部 ※B種・A種
屋内鉄鋼面 ※B種・A種 ※B種
屋内亜鉛めっき鋼面 ※A種・B種
コンクリート面 ※B種・A種 ※B種
押出成形セメント板面 ※B種・A種 ※B種
モルタル面 ※B種・A種 ※B種
プラスター面 ※B種・A種 ※B種
せつこうボード面 ※B種・A種 ※B種
その他ボード面 ※B種・A種 ※B種
・EP 合成樹脂エマルジョンペイント塗り コンクリート面 ※B種・A種 ※B種
押出成形セメント板面 ※B種・A種 ※B種
モルタル面 ※B種・A種 ※B種
プラスター面 ※B種・A種 ※B種
せつこうボード面 ※B種・A種 ※B種
その他ボード面 ※B種・A種 ※B種
・UC ウレタン樹脂ワニス塗り ※B種・A種 ※B種
・ビグメントステイン塗り 表7.12.1 表7.12.1
・WP 木材保護塗料塗り ※B種 ※B種
CL A種の場合の着色に用いる塗料の種類
UC 着色・適用する

項目

特記事項

2 外断熱改修工事
3 断熱・防露改修工事
4 屋上緑化改修工事

項目

特記事項

・石綿含有仕上塗材の除去 [9.1.6]
使用部位 ()
使用材料 ()
除去工法
※厚生労働省「石綿飛散漏洩防止対策徹底マニュアル」による工法の内、飛散防止に関し隔離措置と同等と判断できる工法
除去範囲 ※図示
試験施工 ※行わない・行う
処分 [9.1.3]
管理型・安定型を確認の上、廃棄物処理法による許可を受けた施設で適切に処理すること。
石綿粉じん濃度測定 [9.1.1]
※建築物石綿含有建材調査報告書により、監督職員と協議する。
・行う・行わない
測定時期 測定場所 測定名称 測定点
処理作業前
・処理作業室内 測定1 ※2点・3点
・施工区画周辺又は敷地境界 測定2 ※2点
処理作業中
・処理作業室内 測定3 ※2点
※セキュリティゾーン入口 測定4 ※1点
※集じん、排気装置の排出口 測定5 ※1点
(処理作業室外の場合)
※施工区画周辺又は敷地境界 測定6 ※4方向 各1点
処理作業後
※処理作業室内 測定7 ※2点以上・1点
・施工区画周辺又は敷地境界 測定8 ※4方向 各1点
測定方法
・JIS K3850-1に基づいた測定(・測定4・測定5・測定6・測定7・)
・自動測定器による測定(・測定4・測定5・)
断熱材の種類 ※図示
断熱材の厚さ ※図示
外装材の種類及び防火性能 種類 防火性能
既存外壁の仕上材の撤去 ※図示
下地面の清掃 ※図示
欠損部の改修工法・適用(※図示)
建築基準法に基づく風圧力の(※1・1.15・1.3)倍の風圧力に対応した工法
不陸等の下地調整 ※図示
断熱材の施工 ※製造所の仕様による
外装材の施工 ※図示
通気層 ・有(厚さ ※図示)・無
外装材の外壁への取付 ※図示
断熱材打込み工法又は断熱材後張り工法の材料 [9.3.2][9.3.4]
種類 等級 厚さ(mm) 施工箇所
・JIS A 9521(建築用断熱材)によるビーズ法ポリスチレンフォーム断熱材
※押出法ポリスチレンフォーム断熱材(スキニングなし) ※2種 b A ※25
・硬質ウレタンフォーム断熱材
・フェノールフォーム断熱材
・JIS A 9521(建築用断熱材)によるビーズ法ポリスチレンフォーム保温材
フェノールフォーム断熱材のホルムアルデヒド放散量 [9.3.2][9.3.4]
※F☆☆☆☆、またはそれと同等と認められるもの
断熱材現場発泡工法の材料 (JIS A 9526による)
・A種1・A種1H
厚さ(mm)・25・30
製造所 評価名称による
材料 芝及び地被類の種類等
見切り材
舗装材
排水孔
マルチング材
建築基準法に基づく風圧力の(※1・1.15・1.3)倍の風圧力に対応した工法
かん水装置及び種類 ※図示
既存保護層等の撤去 ※図示
新植樹木等の枯補償期間 ※完成届提出日より15日後から1年

項目

特記事項

⑤ 塗装の種類
⑤ 塗装の種類
[7.3.2、7.5.2～7.13.2][表7.5.1～表7.13.1]
略号 塗装 塗装面 塗替え 新規
・SOP 合成樹脂調合ペイント塗り 木部(屋外)・A種 ※B種 ※A種・B種
木部(屋内)・A種 ※B種 ※A種 ※B種
鉄鋼面・A種 ※B種 ※A種 ※B種
亜鉛めっき鋼面・A種 ※B種 ※A種 ※B種
鋼製建具(亜鉛めっき鋼面) ※A種・B種 ※A種 ※B種
・CL クリヤラッカー塗り・A種 ※B種 ※A種 ※B種
・NAD アクリル樹脂系非水分散形塗料塗り・A種 ※B種 ※A種 ※B種
・DP 耐候性塗料塗り 上塗り塗料等級 鉄鋼面 表7.8.1 表7.8.1
・1級・2級 亜鉛めっき鋼面 表7.8.2 表7.8.2
コンクリート及び押出成形セメント板面・A-1・B-2・C-1・A-1・B-2・C-1
・EP-G つや有合成樹脂エマルジョンペイント塗り コンクリート面 ※B種・A種 ※B種
押出成形セメント板面 ※B種・A種 ※B種
モルタル面 ※B種・A種 ※B種
プラスター面 ※B種・A種 ※B種
せつこうボード面 ※B種・A種 ※B種
その他ボード面 ※B種・A種 ※B種
屋内木部 ※B種・A種
屋内鉄鋼面 ※B種・A種 ※B種
屋内亜鉛めっき鋼面 ※A種・B種
コンクリート面 ※B種・A種 ※B種
押出成形セメント板面 ※B種・A種 ※B種
モルタル面 ※B種・A種 ※B種
プラスター面 ※B種・A種 ※B種
せつこうボード面 ※B種・A種 ※B種
その他ボード面 ※B種・A種 ※B種
・EP 合成樹脂エマルジョンペイント塗り コンクリート面 ※B種・A種 ※B種
押出成形セメント板面 ※B種・A種 ※B種
モルタル面 ※B種・A種 ※B種
プラスター面 ※B種・A種 ※B種
せつこうボード面 ※B種・A種 ※B種
その他ボード面 ※B種・A種 ※B種
・UC ウレタン樹脂ワニス塗り ※B種・A種 ※B種
・ビグメントステイン塗り 表7.12.1 表7.12.1
・WP 木材保護塗料塗り ※B種 ※B種
CL A種の場合の着色に用いる塗料の種類
UC 着色・適用する

耐震改修工事
1 あと施工アンカー
・金属系アンカー
アンカー本体 構造計算で用いた構造計算で用いた アンカーの セット方式 接合筋
径 埋込み長さ 引張耐力 せん断耐力 種類 径 長さ 使用箇所
※図示
・径×5以上
・改良型
・従来型
・スリーブ打込み式
・接着系アンカー
アンカー本体 構造計算で用構造計算で用いた アンカー筋 使用箇所
径 埋込み長さ 引張耐力 せん断耐力 種類 定着長さ
・D13
・D16 ※図示
・D19・径×12以上
・D22
アンカーの種類 ※カプセル方式の回転・打撃式
※行う 試験の種類
対象
調査方法 ※鉄筋探査器により確認する [8.12.4]
(鉄筋探査器で確認できない場合は、はつりを行い、埋設の鉄筋、金物類の位置を確認する)
※抜取試験
引張試験 試験数 ※8.12.7による
引張試験の確認強度
環境配慮改修工事
① 石綿含有建材の除去工事
石綿含有建材除去後の仕上げ工事 ※図示
石綿含有建材の有無及び除去等 [9.1.1][9.1.3～9.1.5]
石綿含有建材の種類 使用部位 使用材料 除去工法
・石綿含有吹付材
飛散性
・石綿含有保温材
(切断、破砕して除去)
・石綿含有保温材
(原型のまま手ばらし)
非飛散性
・石綿含有成形板等 天井仕上材 ・ケイ酸カルシウム板
石綿含有吹付け材の飛散防止処置 ※湿潤化・固化
石綿含有保温材等の除去工法 ※粉じん飛散抑制剤等により湿潤化して手ばらし
石綿含有成形板等の除去における作業場周辺の養生 行う 行わない

高知市 都市建設部 公共建築課

工 事 名
一宮保育園 4・5歳保育室トイレ等改修工事
図 面 名
改修特記仕様書 (5) 2026.07 縮 尺

係
鈴木
係 長
笹岡
課長補佐
豊岡
課 長
松本
図面番号
A-05

[illegible]

項目

特記事項

外壁改修工事(共通事項)

①材料品質

可とう性エポキシ樹脂
JIS A 6024による。[4.2.4]

比重	押出し性(秒)	スランプ(Mm)	質量変化率(%)	引張り強さ(MPa)	破断時伸び(%)	引張り接着性
表示値±0.10	60以下	3.0以下	5.0以下	標準 1.0以上 低温 1.0以上 加熱劣化1.0以上	標準 30.0以上 低温 30.0以上 加熱劣化30.0以上	最大引張強さ1.0MPa以上 破断時の伸び10.0%以上

1)均質で有害と認められる異物の混入がないこと。
2)対象とする被着体を侵さず、かつ周囲を汚損しないこと。
3)常温常湿(温度20±15℃、湿度65±20%)において製造所の指定する期間又は製造後6ヶ月保存した後であっても、品質・性能が上記の各項目に適合していること。

エポキシ樹脂モルタル
JIS A 6024による。[4.2.4]

だれ	接着強さ(MPa)	圧縮強さ(MPa)	曲げ強さ(MPa)
形状に異常がなく、 だれが生じないこと	1.0以上	20.0以上	10.0以上 (3日後の値)

1)こて塗りが容易で、かつ、硬化後の仕上がりが良好であること。
2)均質で有害と認められる異物の混入がないこと。
3)「労働安全衛生法」に基づく「有機溶剤中毒予防規則」に規定された第一種有機溶剤を使用しないこと。
4)常温常湿(温度20±15℃、湿度65±20%)において製造所の指定する期間又は製造後6ヶ月間保存した後であっても、品質・性能が上記の各項目の規定に適合していること。

ポリマーセメントモルタル[4.2.4]

だれ	曲げ強さ(N/mm2)	圧縮強さ(N/mm2)	接着強さ(N/mm2)	特殊条件
下がり量	ひびわれの発生がないこと	6.0以上	20.0以上	標準条件 湿潤時 低温時
5mm以内			1.0以上	0.8以上 0.5以上

1)透水性 裏面のぬれ、水滴の付着がないこと。
2)均質で有害と認められる異物の混入がないこと。
3)ポリマーセメントモルタルに用いる高分子エマルションは、常温常湿において製造後6ヶ月保存しても変質しないこと。

既調合モルタル[4.3.10]

モルタル下地としたタイル工事に使用する張付け用モルタルとして、セメント、細骨材、混和材等を予め工場において所定の割合に配合した材料とする。

保水率(%)	単位容積質量(kg/L)	接着強さ	長さ変化率(%)	曲げ強さ(N/mm2)
70.0以上	1.8以上	標準養生 0.6N/mm2以上	温冷繰返し後 0.4N/mm2以上	0.2以下 4.0以上

項目

特記事項

防水改修工事

①シーリング

シーリング改修工法の種類[3.1.4][3.7.4～3.7.7][表3.1.2]

○シーリング充填工法・シーリング再充填工法・拡幅シーリング再充填工法

シーリング材の種類、施工箇所[3.1.4][3.7.2][表3.7.1]

※下表による(下表以外は表3.7.1による)

種類(記号)	主成分による区分	施工箇所
・SR-1	シリコーン系	
・SR-2		
・MS-2	変成シリコーン系	
・PS-2	ポリサルファイド系	
○PU-2	ポリウレタン系	図示

仕上げを行わない箇所() [表3.7.1]

シーリング材の目地寸法[3.7.3]

箇所	打継ぎ/ひび割れ誘発目地	ガラス回りの目地	左記以外の目地
幅(mm)	※20以上	※幅及び深さ5以上[5.13	※10以上
深さ(mm)	※10以上	.3]による場合を除く)	※10以上

接着性試験[3.7.8]

※簡易接着性試験・引張接着性試験

②下地調整

○(a)コンクリート製ブールは塗装する10日以上前に排水し、塗装に悪影響を与えないように十分乾燥させる。

○(b)塗装されたコンクリート面、モルタル面、鉄鋼面、アルミニウム面、ステンレス面の下地調整の工法はRA種とする。なお、腐食による欠損や溶接部のひび割れ等がある場合の処理については、監督職員と協議する。

コンクリート面、モルタル面、鉄鋼面、アルミニウム面、ステンレス面の下地調整の工程

下地調整の種類	工程	面の処理
RA種	既存塗膜の除去 汚れ、付着物の除去	ディスクサンダー、スクレーパー等により、塗膜及び錆等を全面除去する

○(c)未塗装のコンクリート面及びモルタル面は、高圧水洗機で水洗いし、十分に乾燥させる。

・(d)FRP面の下地調整は、全面にディスクサンダー又は他の研磨機を使用して粗面とした後、アセトン全面拭きとする。

ブール塗装塗り替え用材料は水質(学校環境衛生基準(文部科学省告示)に定める基準)に悪影響を与えない材料とする。また、防滑性を持たせるために塗装表面に混入する材料は、鋭利な角のない微細珪砂とする。

(a)施工に当たっては、塗装面、その周囲及び床等に汚染または損傷を与えないようあらかじめ塗装箇所周辺に適切な養生をする。

(b)脱泡ローラー等を使用して気泡や凹凸を生じないように施工する。

(c)塗り工程の種類は次の表による。なお、各工程の塗り付け量は製造所の仕様による。

ガラスクロスライニング工法の塗り工程の種類

工程	塗り工程の種類					
	○ウレタン樹脂系仕上げ			・ふっ素樹脂系仕上げ		
	〈GEU〉-1	〈GEU〉-2	〈GEU〉-3	〈GEF〉-1	〈GEF〉-2	〈GEF〉-3
下地調整	RA種、RB種	RB種	RA種	RA種、RB種	RB種	RA種
補修塗り		○			○	
下塗り	○	○	○	○	○	○
下塗り(2回目)			○			○
ガラスクロスライニング	○	○	○	○	○	○
1次ウレタン樹脂ライニング	○	○	○	○	○	○
中塗り	○	○	○	○	○	○
上塗り	○	○	○	○	○	○
上塗り(2回目)	○	○	○	○	○	○
ブールの素材	コンクリート、アルミ、ステンレス、FRP	鋼板		コンクリート、アルミ、ステンレス、FRP	鋼板	

③浮き部改修工法

※樹脂注入工法[4.2.5(1)～(5)][4.3.6]

種類	ひび割れ幅(mm)	注入口間隔(mm)	注入量(mL/m)
※自動式低圧エポキシ樹脂注入工法	0.2以上1.0以下	※200～300	※製造所の仕様・130
・手動式エポキシ樹脂注入工法	0.2以上0.3未満	・50～100	※40
・機械式エポキシ樹脂注入工法	0.3以上0.5未満	・100～200	※70
	0.5以上1.0以下	・150～250	※130

コア抜き検査 ※行わない
・行う(長さ500mごと及びその端数につき1個。補修方法は図示による)

○Uカットシーリング材充填工法[4.2.6][4.3.7]

・シーリング材
充填材料 ※1成分形又は2成分形ポリウレタン系
ポリマーセメントモルタルの充填 ※行う・行わない

○可とう性エポキシ樹脂

・シーリング工法[4.2.7][4.3.8]

・パテ状エポキシ樹脂
・可とう性エポキシ樹脂

※充填工法[4.2.8(3)(4)][4.3.9]

※エポキシ樹脂モルタル
・ポリマーセメントモルタル

・モルタル塗替え工法[4.3.10]

仕上げ厚又は全塗り厚が25mmを超える場合の処置
※ステンレス製アンカーピン縦横φ200打込、ステンレス製ラス等張り・図示

[4.3.11～16]

改修工法の種類	アンカーピンの本数			注入口の箇所数			備考
	一般部分 本/m2	指定部分 本/m2	狭幅部 本/m	一般部分 箇所/m2	指定部分 箇所/m2	狭幅部 箇所/m	
・アンカーピンニング 部分エポキシ樹脂注入工法	※16	※25	※5	—	—	—	注入量 ※25mL
・アンカーピンニング 全面エポキシ樹脂注入工法	※13	※20	※5	※12	※20	※5	注入量 ※25mL
・アンカーピンニング 全面ポリマーセメントモルタル注入工法	※13	※20	※5	※12	※20	※5	注入量 ※50mL
・注入口付アンカーピンニング 部分エポキシ樹脂注入工法	※9	※16	※5	—	—	—	注入量 ※25mL
○注入口付アンカーピンニング 全面エポキシ樹脂注入工法	※9	※16	※5	※9	※16	※5	注入量 ※25mL
・注入口付アンカーピンニング 全面ポリマーセメントモルタル注入工法	※9	※16	※5	※9	※16	※5	注入量 ※50mL

アンカーピン
※ステンレス鋼(SUS304)呼び径4mmの丸棒で全ネジ切り加工したもの。
注入口付アンカーピン
※ステンレス鋼(SUS304)呼び径6mm

充填工法[4.2.6][4.3.7]

材料 ※エポキシ樹脂モルタル・ポリマーセメントモルタル

モルタル塗替え工法[4.3.10]

仕上げ厚又は全塗り厚が25mmを超える場合の処置
※ステンレス製アンカーピン縦横φ200打込、ステンレス製ラス等張り・図示

項目

特記事項

劣化改修フロー及び数量

○モルタル塗り仕上げ外壁の場合

外壁調査(施工数量調査)

旧仕上の撤去・全面 ※図示

ひび割れ部改修

欠損部改修

浮き部改修

モルタル撤去

○しない・する

アンカーピンニング注入工法 ○注入口付

樹脂注入工法(注1)
A) m
B) m
C) m
D) m

Uカットシーリング材
充填工法
30.0 m

シーリング工法
m

充填工法
m²
カッター切り
m

モルタル塗替工法
m²
カッター切り
m

充填工法
m²
カッター切り
m

モルタル塗替工法
m²
カッター切り
m

部分エポキシ樹脂
一般部分
m²
指定部分
m²
狭幅部
m

全面エポキシ樹脂
一般部分
5.0 m²
狭幅部
1.0 m

全面ポリマーセメントモルタル
一般部分
m²
指定部分
m²
狭幅部
m

下地調整塗材・全面 ※図示

仕上塗材仕上げ・全面 ※図示

工 事 名

一宮保育園 4・5歳保育室トイレ等改修工事

係

係長

課長補佐

課長

図面番号

A-07

図 面 名

改修特記仕様書(7)

縮 尺

1 /

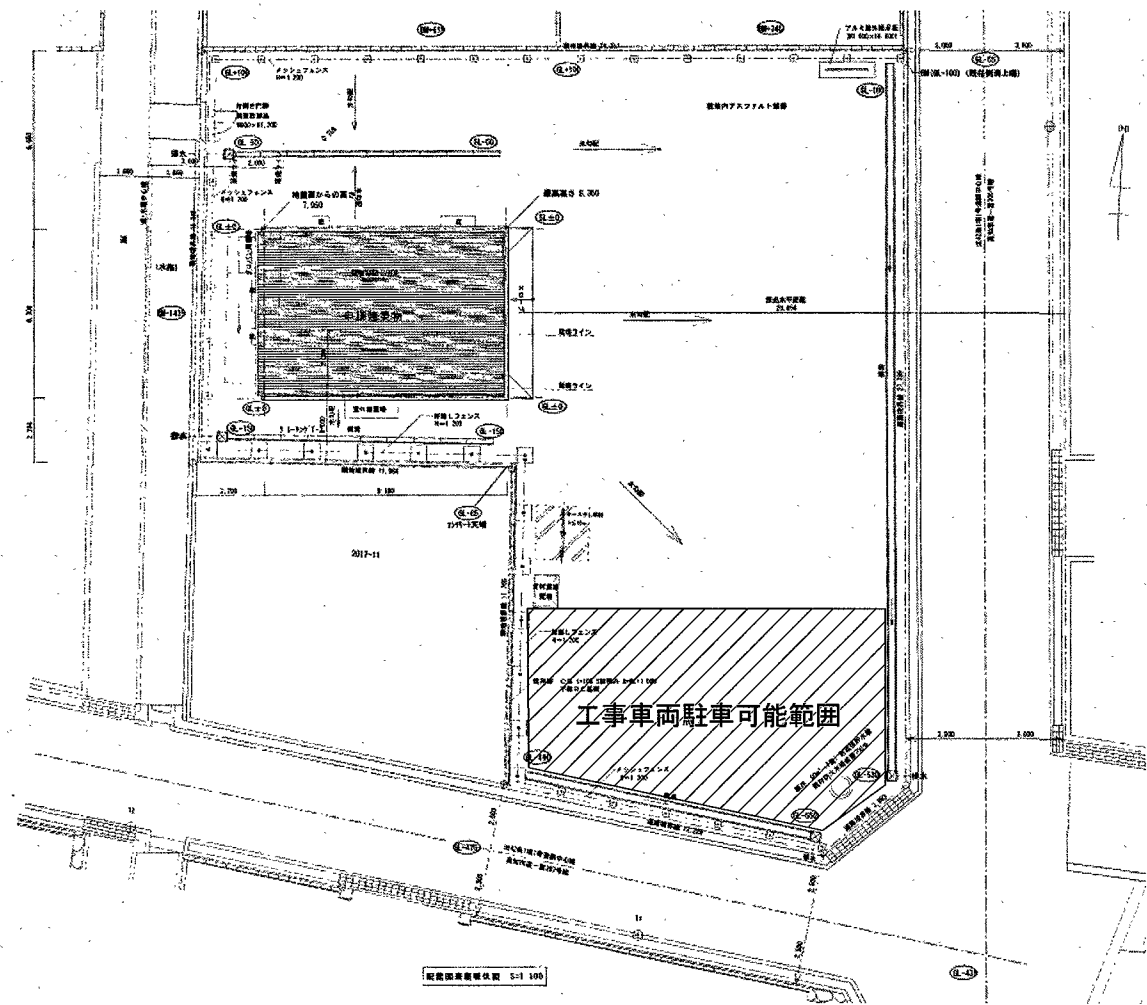
作 図

令和 8 年 9 月 日

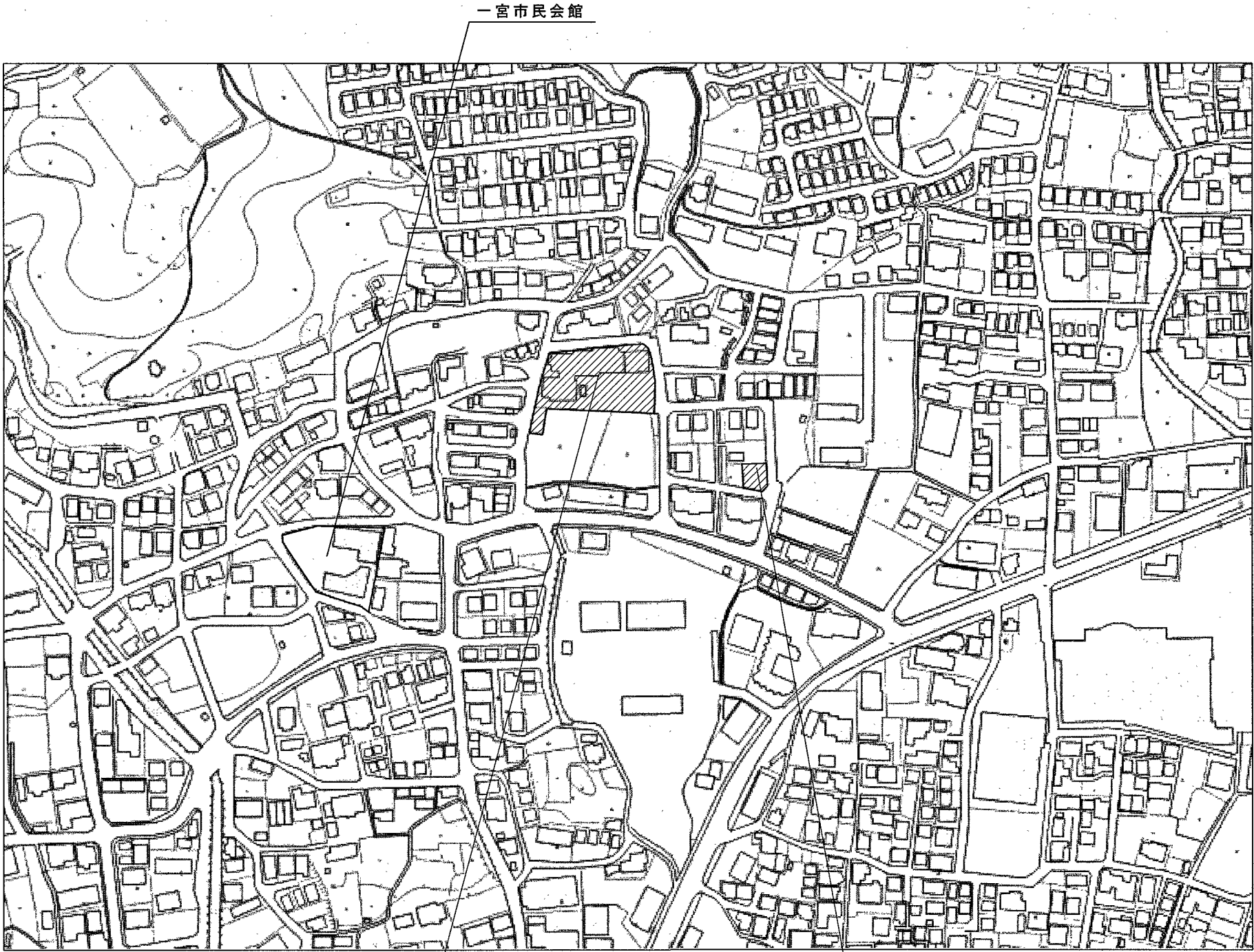
高知市 都市建設部 公共建築課

工事概要

○4・5歳保育室トイレの乾式化改修
・乾式化に伴い天井、壁、床の改修（バリアフリー）
○プールの塗装改修
※ 施工条件・安全対策など
・ 園児送迎時間帯(7：30～9：30・16：00～18：30)は東門からの搬出入を控えること。
・ 13：00～15：00は午睡のため、大きな騒音及び振動を伴う作業(解体撤去など)は中止とする。
なお、トイレコンクリートスラブの解体は、土曜日のみの作業とする。
・ 工事車両は、消防車両の出動、進入及び消防活動に支障のない位置に駐車すること。



高知市消防団本部一宮分団配置図【参考図】



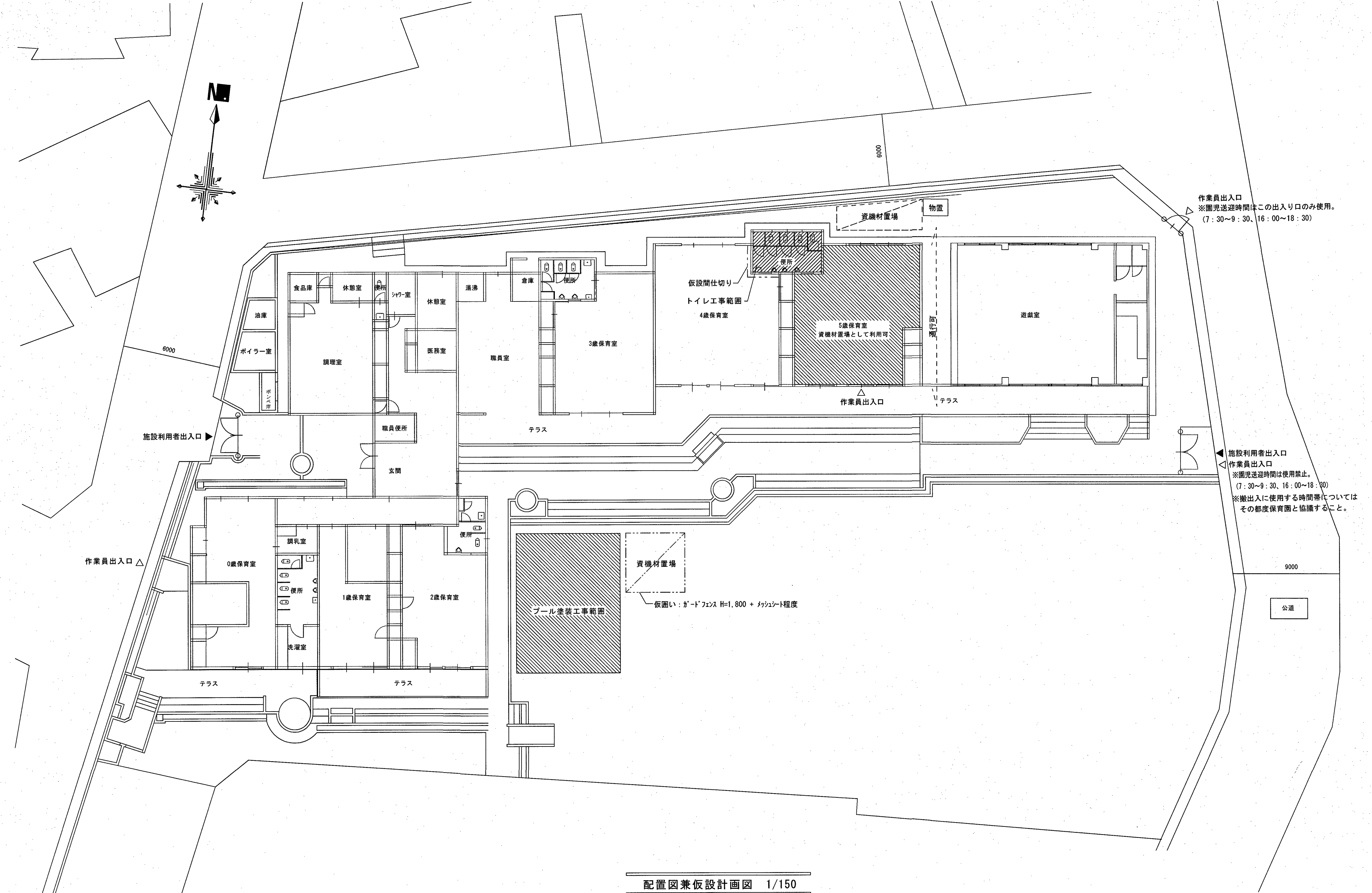
工事場所：高知県高知市一宮西町四丁目14番16号

工事車両置き場(6台)：「高知市消防団本部一宮分団（高知市一宮西町四丁目17番13号）」

付近見取図 non scale

※作業員駐車場は近隣の「高知市消防団本部一宮分団（高知市一宮西町四丁目17番13号）」を使用すること。

高知市都市建設部公共建築課			
係	係長	課長補佐	課長
鈴木	笹岡	豊田	松本
PROJECT NAME 一宮保育園 4・5歳保育室トイレ等改修工事		DATE 2026.08.30	NO. A-08
TITLE 工事概要・付近見取図		SCALE NON-SCALE	
一級建築士事務所 高知県知事登録第1283号 一級建築士 大臣登録第354764号 大田高志		一級建築士事務所 スタジオヌン 〒780-0901 高知県高知市上町4丁目5-15 TEL/FAX 088-825-0160	
STUDIONEUNG			



配置図兼仮設計画図 1/150

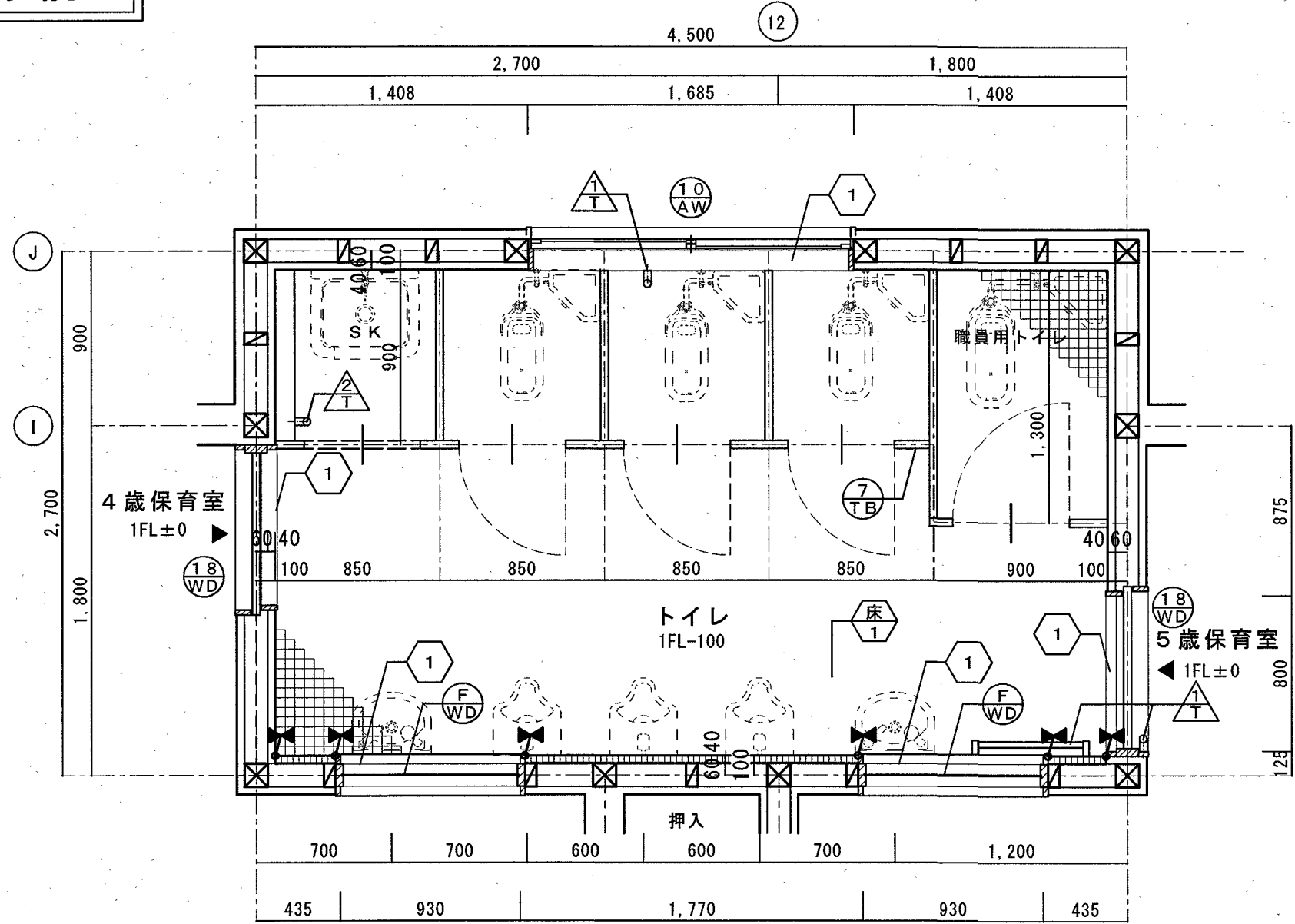
※5歳保育室は工事期間中に工事用として使用可とする。

高知市都市建設部公共建築課			
係	係長	課長補佐	課長
鈴木	菅岡	田中	松本

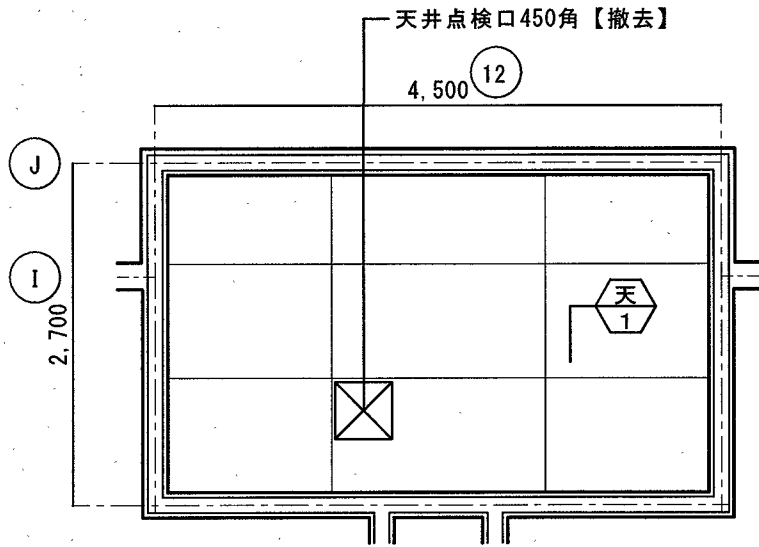
PROJECT NAME 一宮保育園 4・5 歳保育室トイレ等改修工事		DATE 2026. 08. 30	NO. A-09
TITLE 配置図兼仮設計画図		SCALE 1/150	
一級建築士事務所 高知県知事登録第1283号 一級建築士 大臣登録第354764号 大田高志		一級建築士事務所 スタジオヌン 〒780-0901 高知県高知市上町4丁目5-15 TEL/FAX 088-825-0160	
		STUDIONEUNG	

改修前仕上リスト					改修後仕上リスト				
床1	床:モザイクタイル50×50モルタル下地 土間コンクリートt120 ⇒ 【撤去】	10AW	7㎡住宅用引違い窓W1685×H935 透明ガラス t4 ⇒ ガラス【撤去】	F1	床:ビニル床シート t2.0貼り 乾式二重床+構造用合板t12【新設】	10AW	7㎡住宅用引違い窓 強化型板ガラス t4【新設】	ガラス留めシーリング	
壁1	壁:しっくい塗壁 ラスターt7下地 ⇒ 【既存のまま】	18WB	木製引戸 W800×H1800 透明ガラス t3 ⇒ ガラス【撤去】	W1	壁:化粧けい酸カルシウム板t6仕上 GB-S t12.5下地	18WB	木製引戸 7クリル樹脂板 無色透明 t3【新設】		
壁2	壁:カラータイル 100口ラスフェルト20kg 木スリ13×90@150モルタル下地 ⇒ 一部【撤去】(図示)	FWD	木製FIX窓 W930×H935 透明ガラス t3 ⇒ ガラス【撤去】	W2	壁:化粧けい酸カルシウム板t6仕上 ホリマセメント薄塗下地【既存仕上の上】	FWD	木製FIX窓 7クリル樹脂板 無色透明 t3【新設】		
天井1	天井:ケイ酸カルシウム板 t6 AEP塗装 ※石綿含有 ⇒ 【撤去】	7TB	トイレブース ホリ合板フラッシュ t40 ⇒ 【撤去】	C1	天井:GB-D t9.5【新設】	N1TB	トイレブース 建具表参照【新設】		
		1T	手摺 樹脂製 L600 ビス留め ⇒ 【取外し後保管】	1	木製建具枠 UC塗装【既存下地処理の上】	N2TB			
		2T	手摺 スチール製 L600 ⇒ 【撤去】	M	木製見切 桧 25×15 UC塗装【新設】	1T	手摺 既存【再取付】ビス留め		
1	木製建具枠 桧 W215(7㎡製建具部はW115) ⇒ 【既存のまま】			H	床材包み上げ H60【新設】				
2	木製廻縁 桧 40×50 ⇒ 【撤去】		備考	D	塩ビ廻縁 【新設】		備考		
3	木製見切 桧 25×50 ⇒ 【既存のまま】	壁1	については図中【撤去】箇所以外は【既存のまま】とする	S	棚板:メラミンボードフォーム t30【新設】★詳細図参照		化粧けい酸カルシウム板の継目・出隅・入隅にはアルミジョイナーを使用する事【改修後】FLは【改修前】FL+100=1FLとする		

改修前



改修前平面詳細図 scale:1/30



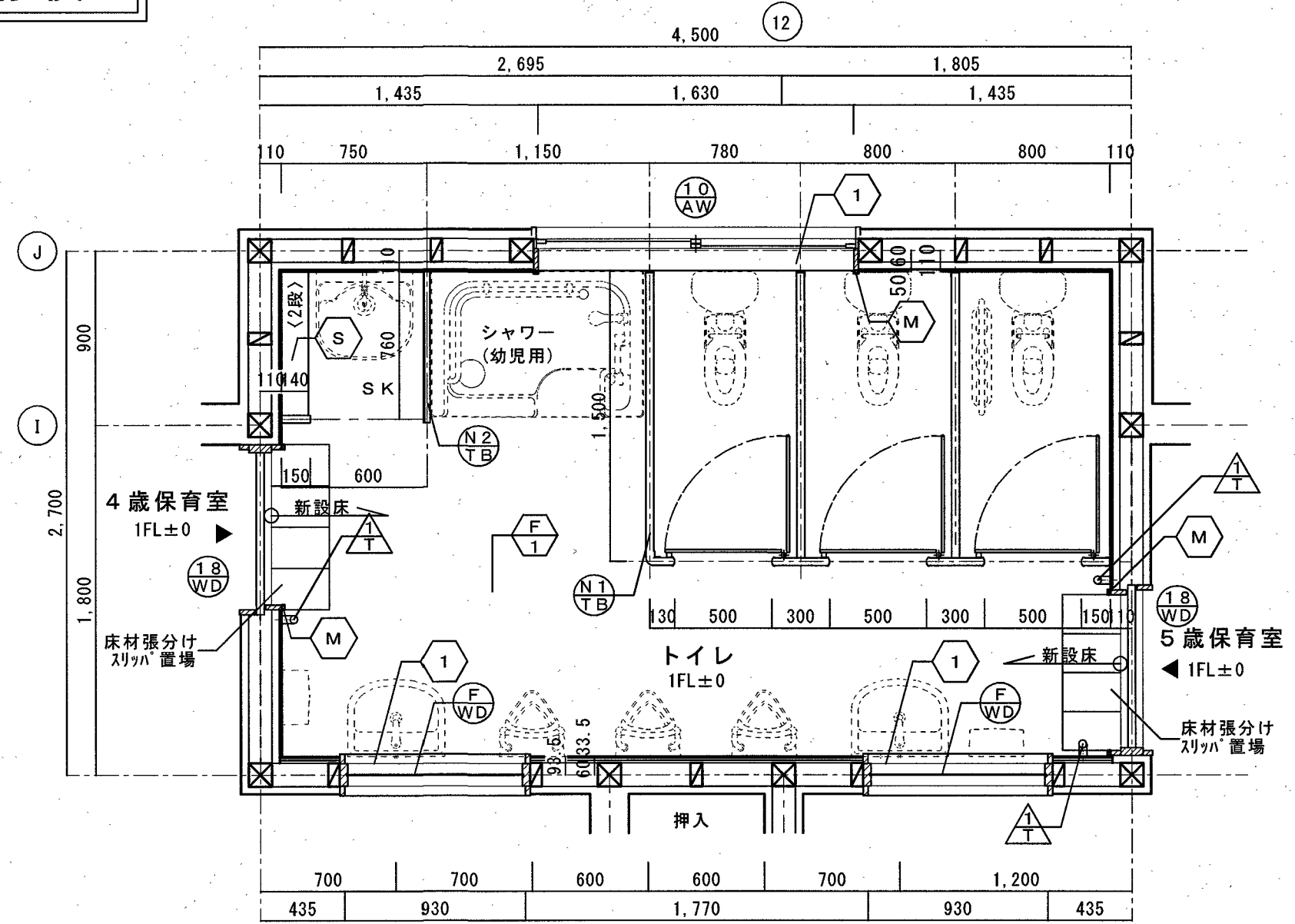
改修前天井伏図 scale:1/100

特記 ※衛生器具、配管、電気配線、コンセント、スイッチ類の撤去は別途設備工事で行う。
※土間コンクリート鉄筋の撤去は、新設する鉄筋の継手長さを残し撤去すること。

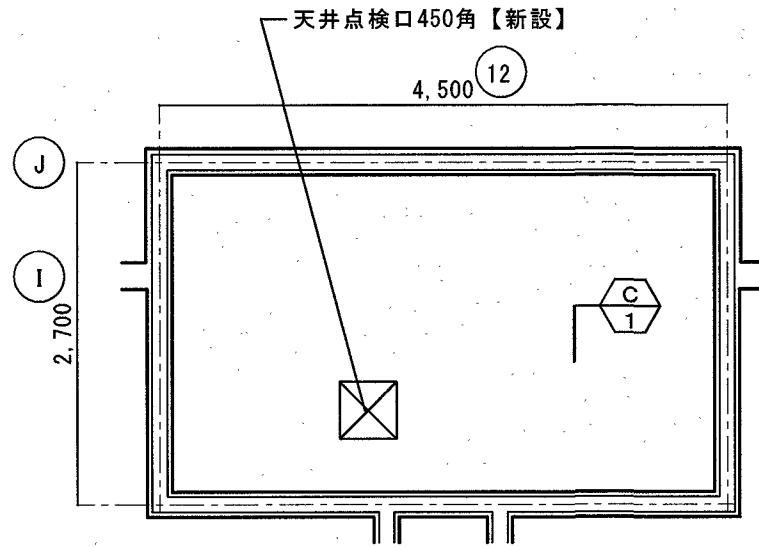
凡 例

- 壁 : カッター切り位置を示す(木製見切)
- 壁 : 撤去範囲を示す

改修後



改修後平面詳細図 scale:1/30

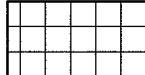


改修後天井伏図 scale:1/100

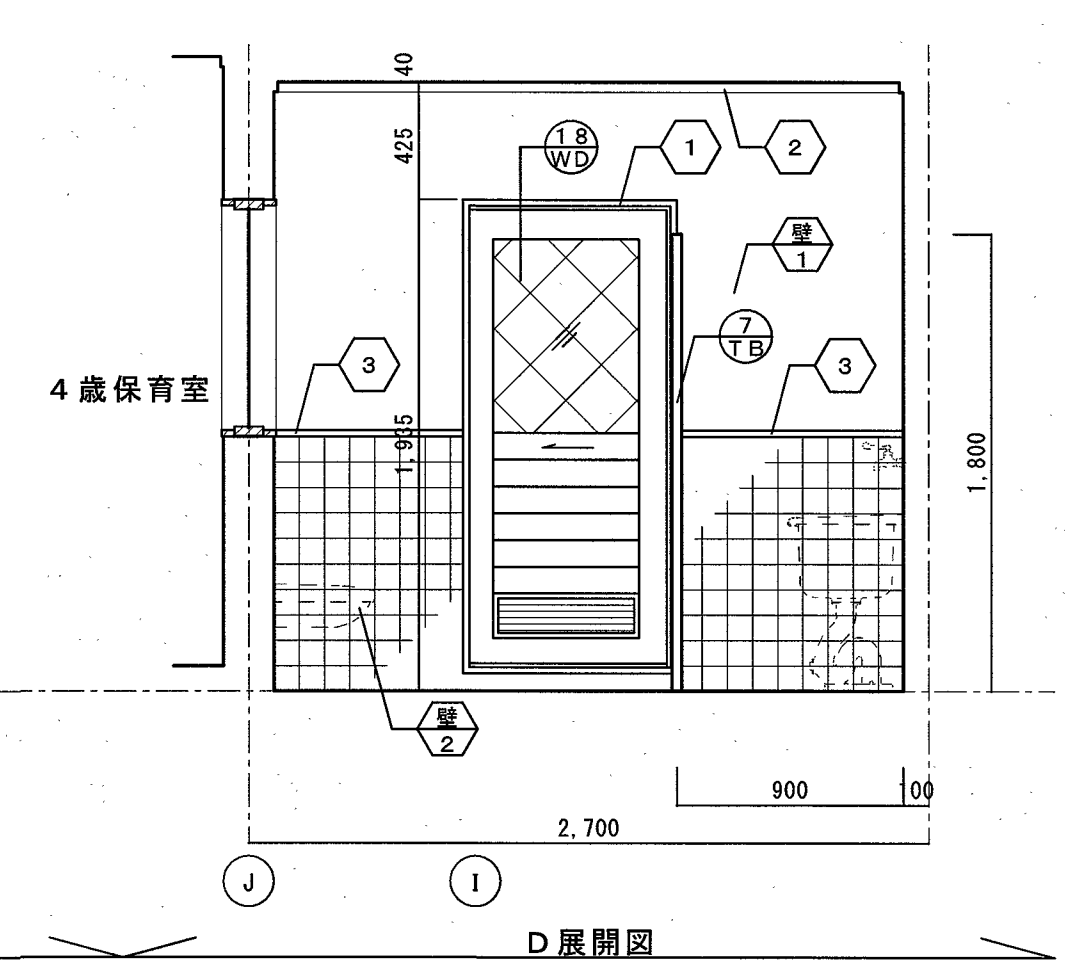
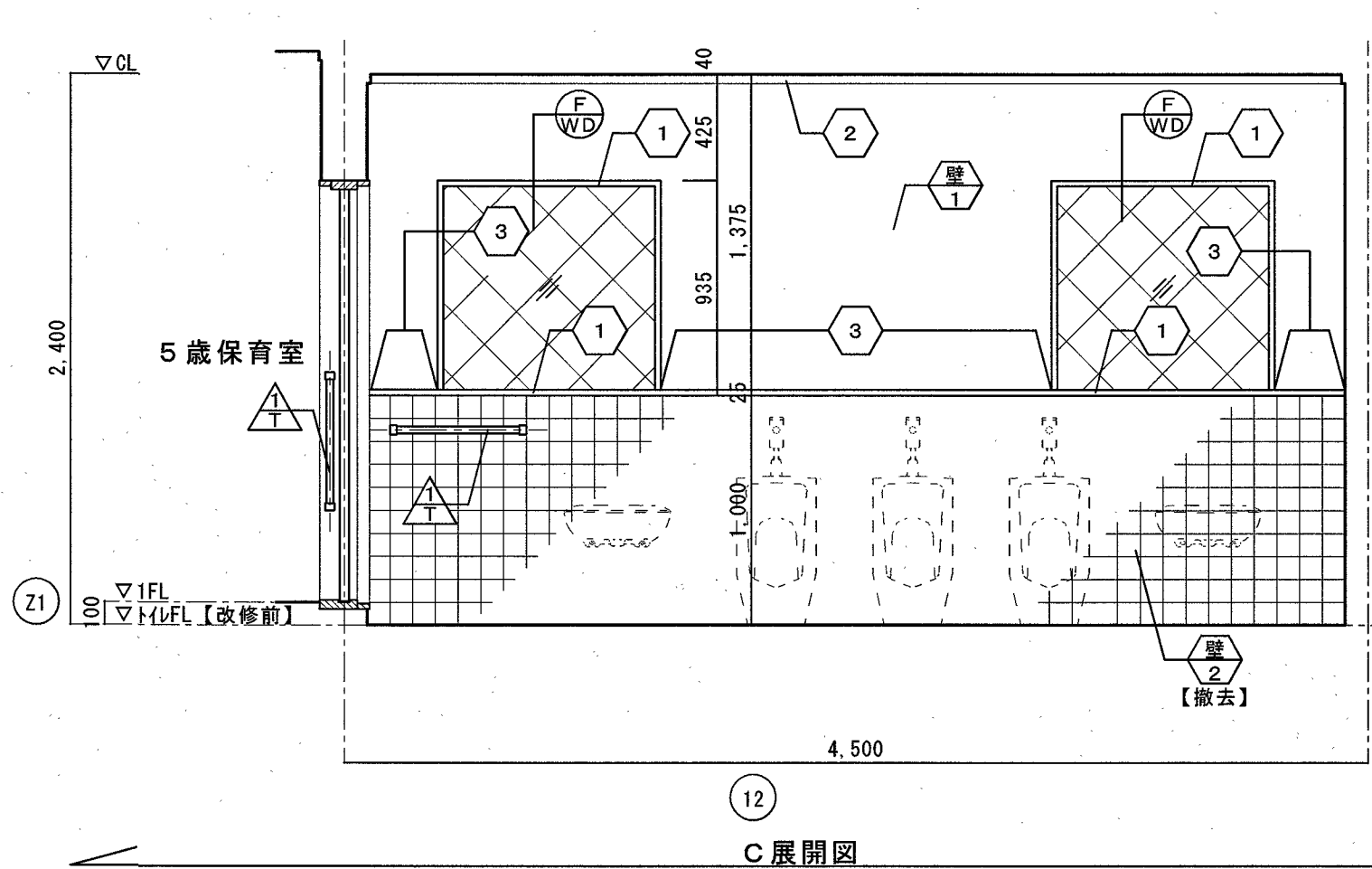
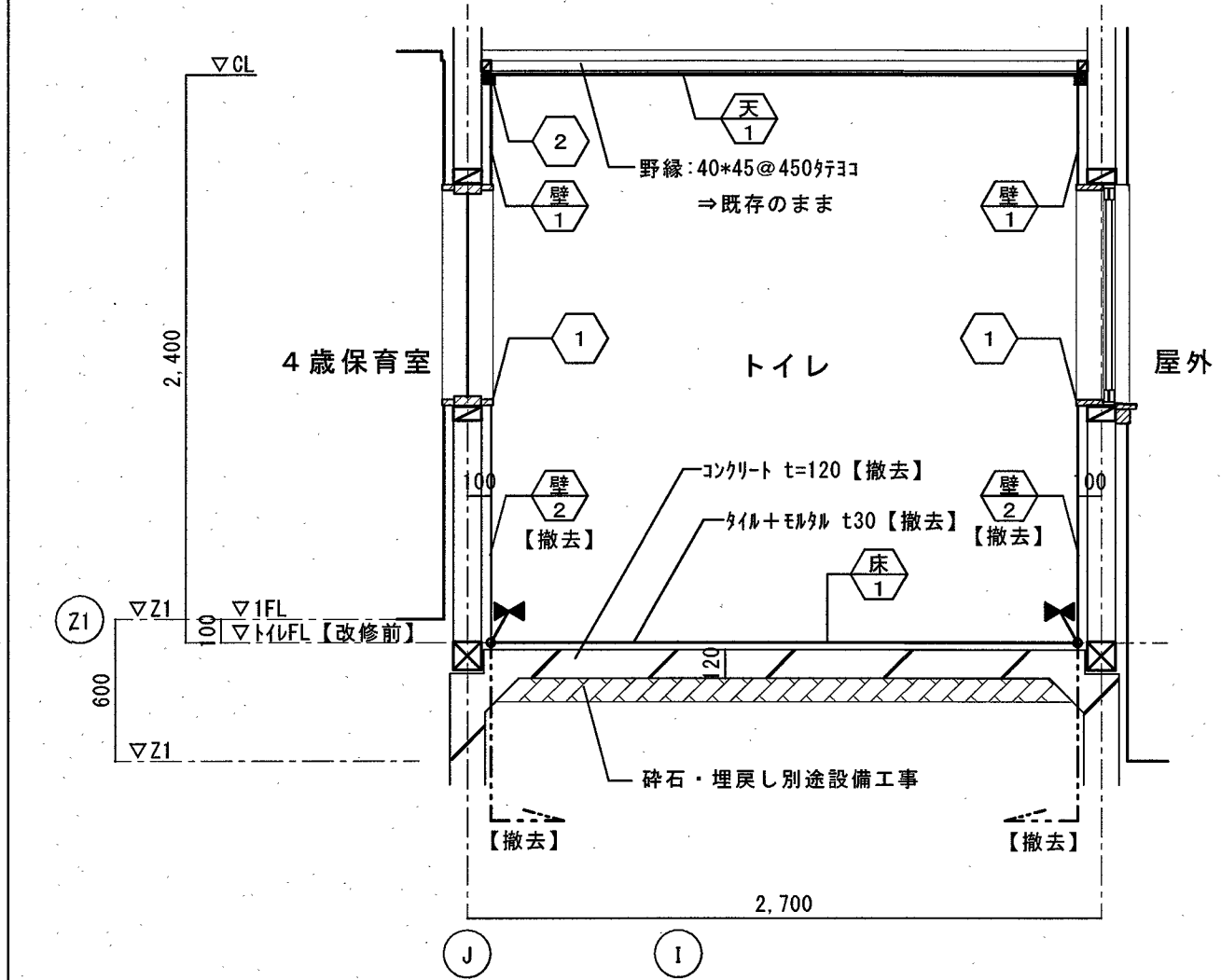
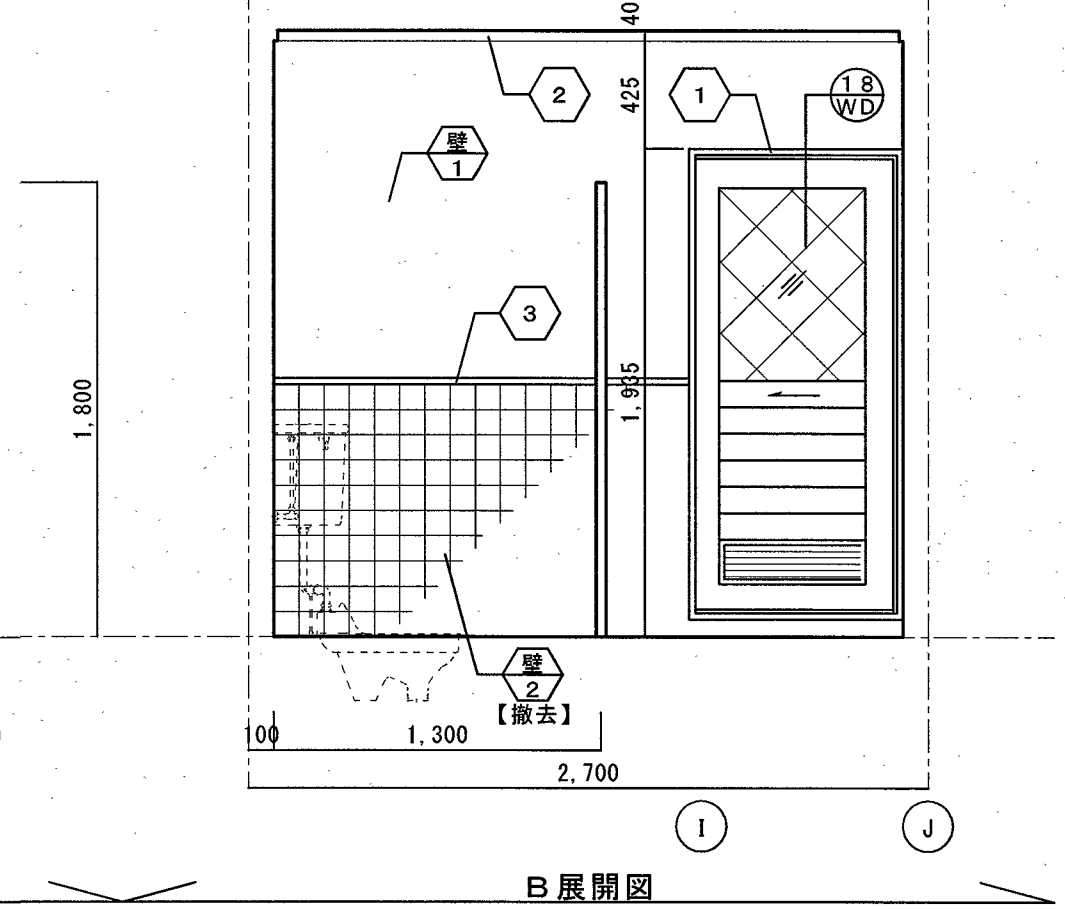
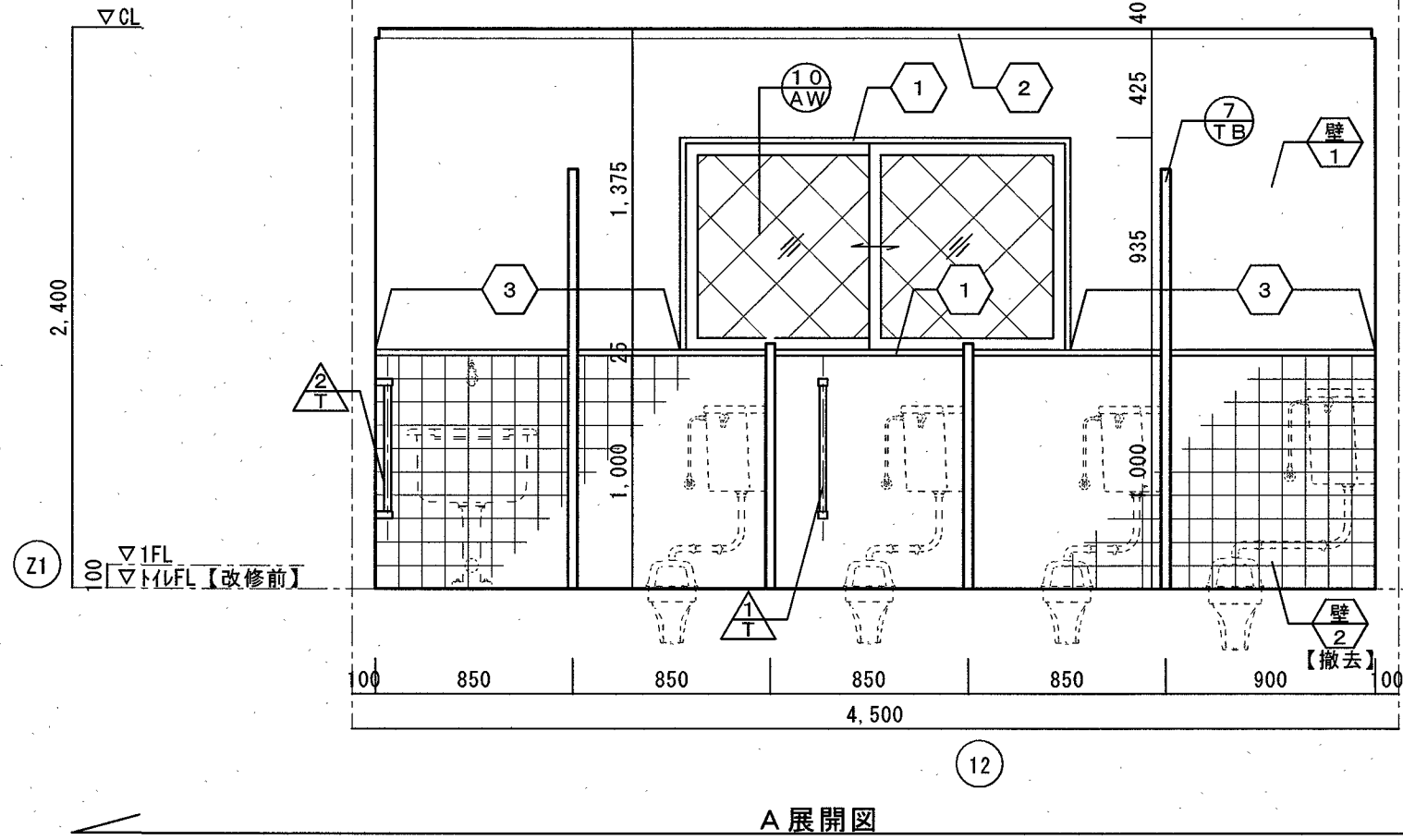
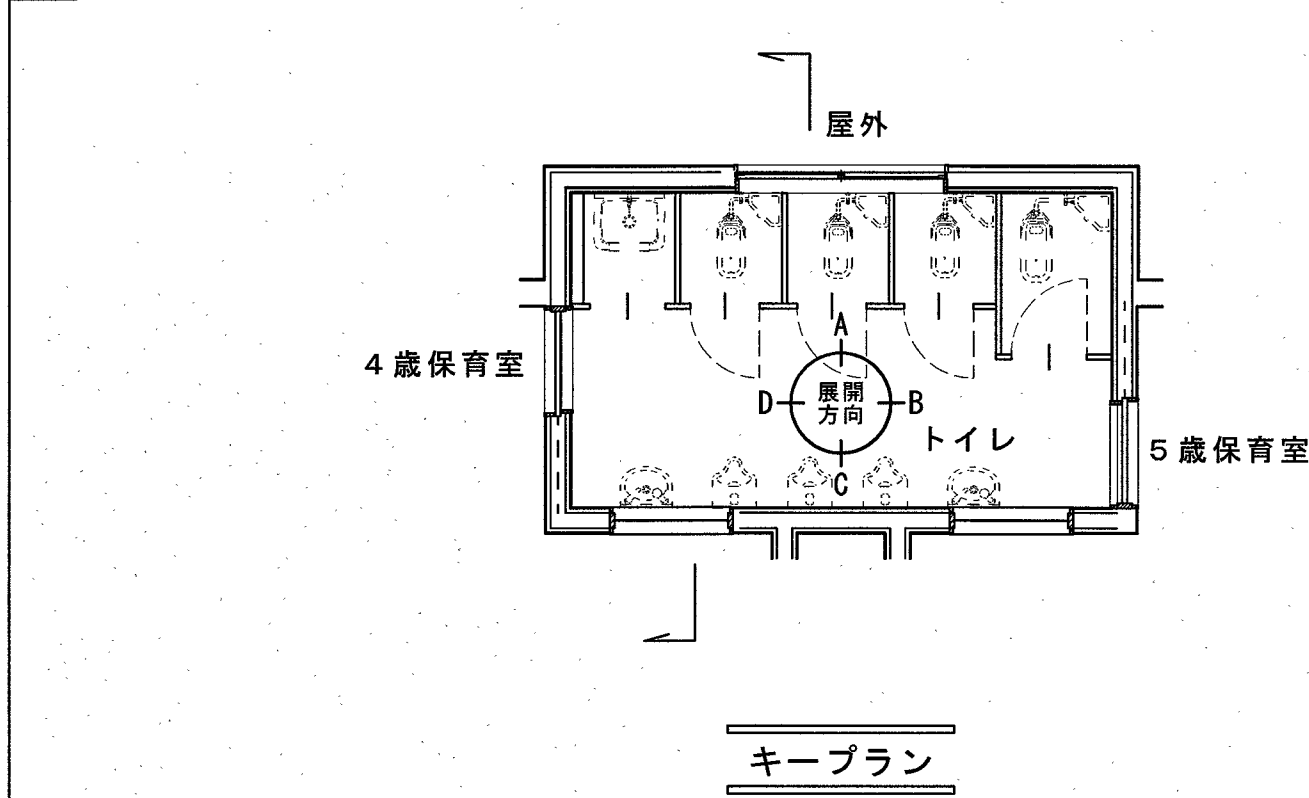
特記 ※点線で記載されている新設衛生器具及び手洗いカウンター等は設備工事とする。

高知市都市建設部公共建築課			
係	係長	課長補佐	課長
鈴木	世岡	豊田	松本

PROJECT NAME	一宮保育園 4・5歳保育室トイレ等改修工事		DATE	2026.08.30	NO.	A-10
TITLE	【改修前・改修後】平面詳細図、天井伏図		SCALE	1/30 (A2)		
一級建築士事務所 高知県知事登録第1283号 一級建築士 大田登録第354764号 大田高志		一級建築士事務所 スタジオヌン 〒780-0901 高知県高知市上町4丁目5-15 TEL/FAX 088-825-0160		STUDIONEUNG		

改 修 前 仕 上 リ ス ト				凡 例	
床 1	床:モザイクタイル50×50 珪砂下地 土間コンクリートt120 ⇒ 【撤去】	10 AW	7㎡住宅用引違い窓W1685×H935 透明ガラス t4 ⇒ ガラス【撤去】	 床 : カッター切り位置を示す  壁 : タイル100口を示す  建具: ガラス撤去範囲を示す	
壁 1	壁:しっくい塗壁 ラスボードt7下地 ⇒ 【既存のまま】	18 WD	木製引戸 W800×H1800 透明ガラス t3 ⇒ ガラス【撤去】		
壁 2	壁:カータイル 100口 ラスフェルト20kg 木張り13×90@150珪砂下地 ⇒ 一部【撤去】(図示)	F WD	木製FIX窓 W930×H935 透明ガラス t3 ⇒ ガラス【撤去】		
		7 TB	トイレブース 板張り合板フラッシュ t40 ⇒ 【撤去】		
天 1	天井:ケイ酸カルシウム板 t6 AEP塗装 ※石綿含有 ⇒ 【撤去】	△ T	手摺 樹脂製 L600 ビス留め ⇒ 【取外し後保管】		
		△ T	手摺 スチール製 L600 ⇒ 【撤去】		
1	木製建具枠 桧 W215(7㎡製建具部はW115) ⇒ 【既存のまま】				
2	木製廻縁 桧 40×50 ⇒ 【撤去】		備 考		
3	木製見切 桧 25×50 ⇒ 【既存のまま】	壁 1	については図中【撤去】箇所以外は【既存のまま】とする		

改修前

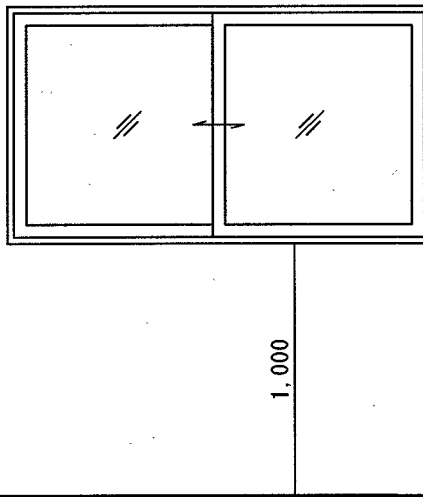
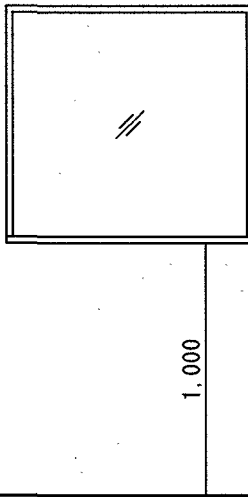
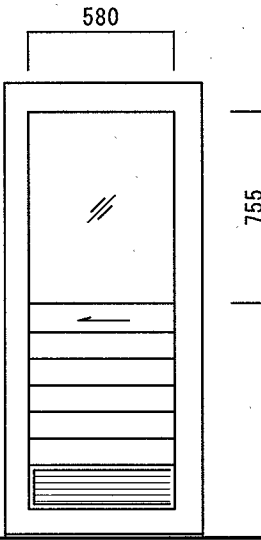
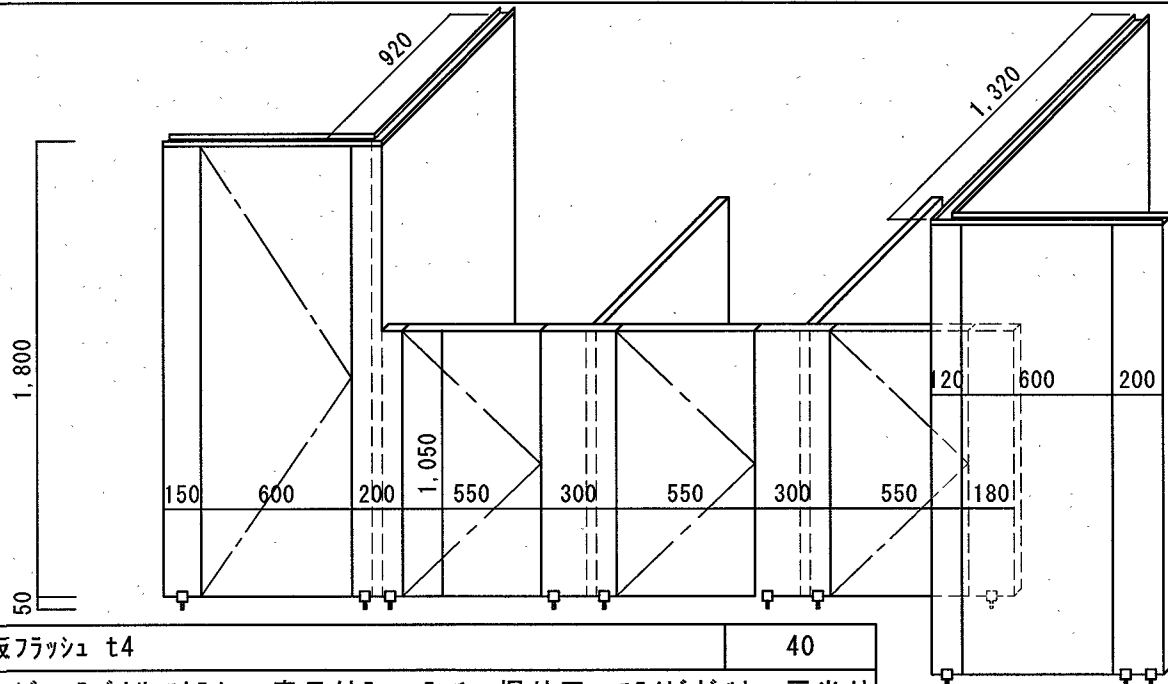
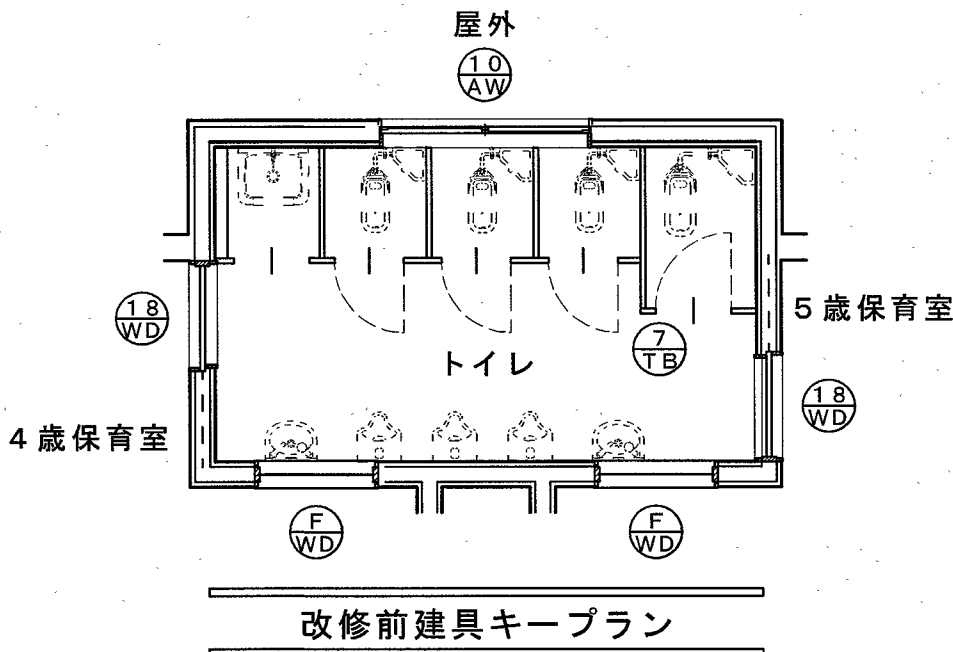
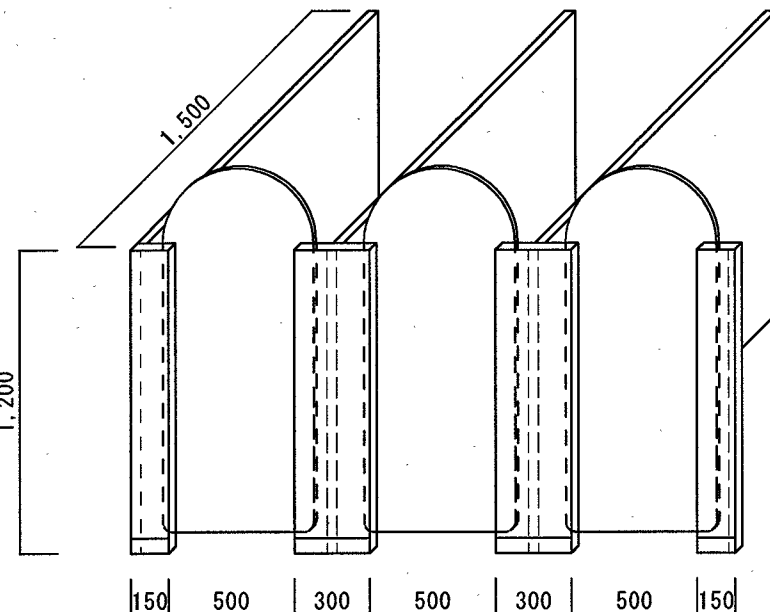
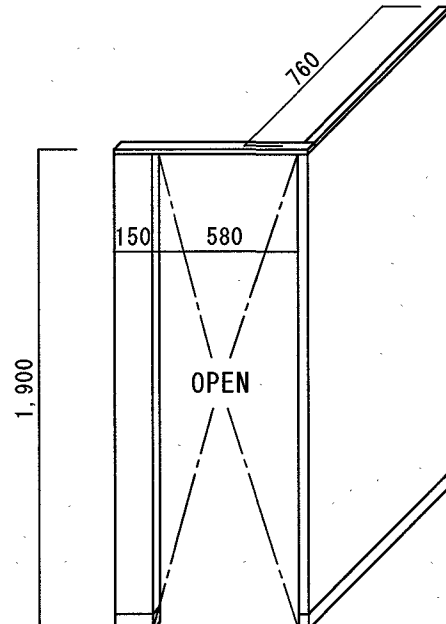
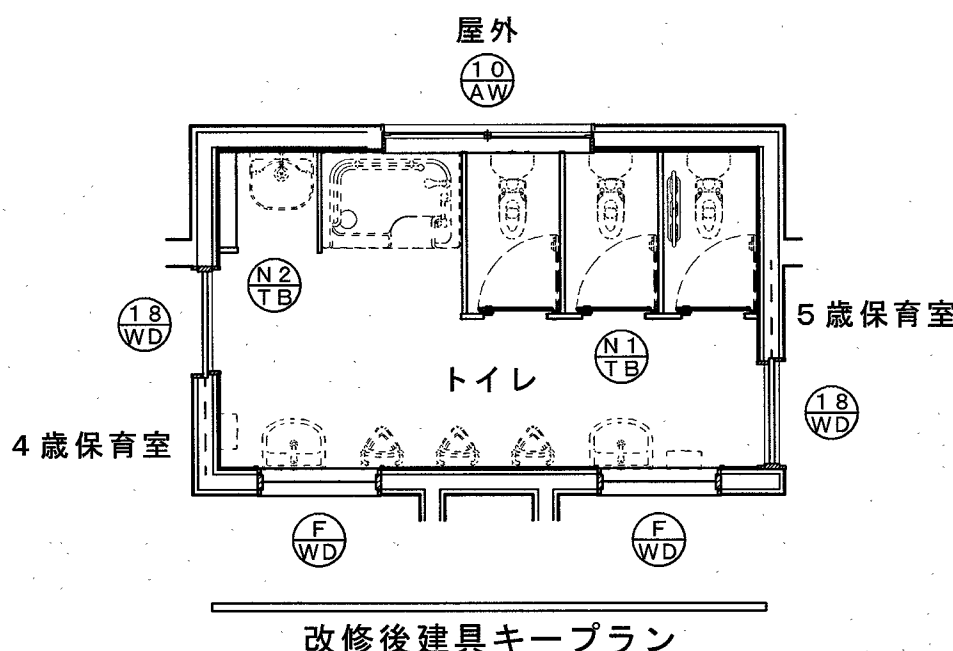
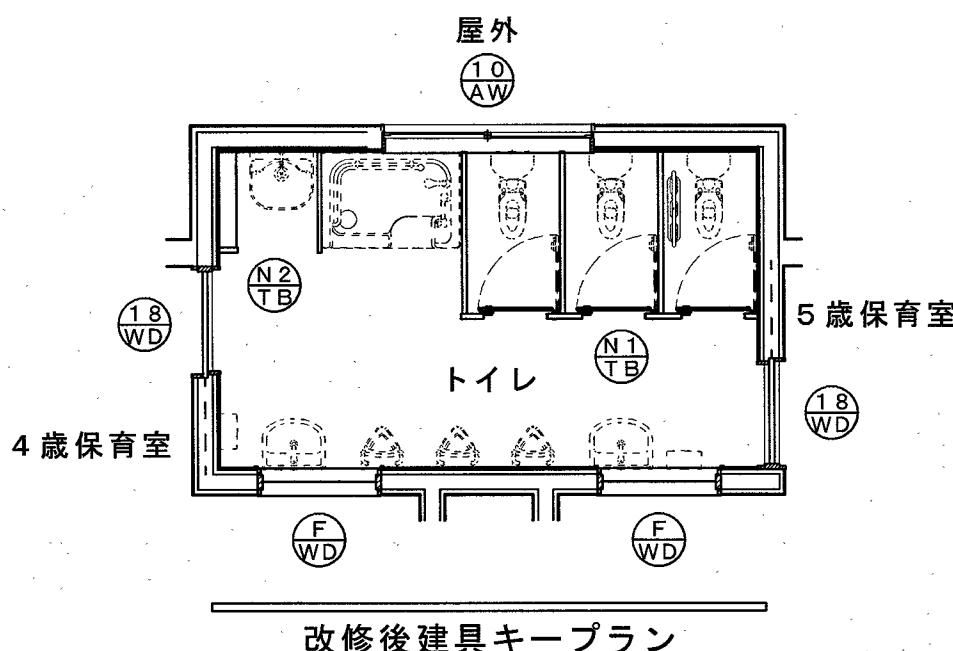


改修前断面詳細図 scale:1/30

改修前展開図 scale:1/30

高知市都市建設部公共建築課			
係	係長	課長補佐	課長
鈴木	田中	田中	鈴木

PROJECT NAME 一宮保育園 4・5歳保育室トイレ等改修工事		DATE 2026.08.30	NO. A-11
TITLE 【改修前】展開図		SCALE 1/30 (A2)	
一級建築士事務所 高知県知事登録第1283号 大田堂登録第354764号 大田高志		一級建築士事務所 スタジオヌン 780-0901 高知県高知市上町4丁目5-15 TEL/FAX 088-825-0160	
		STUDIONEUNG	

符号	形式	場所	10AW	アルミ住宅用引違い窓	トイレ	FWD	木製FIX窓	トイレ	18WD	木製引戸	トイレ	7TB	トイレブース	便所				
数量	寸法(mm)	【区分】	1	W1685*H935	ガラス【改修】	2	W930*H935	ガラス【改修】	2	W800*H1800	ガラス【改修】	1	図示	【撤去】				
姿図																		
		材質	見込(mm)	アルミ		58	ヒノキ		115	桧合板フラッシュ t40 WP塗装(クリア)		36	メラミン合板フラッシュ t4		40			
		金物	付属金物一式				付属金物一式				付属金物一式				ラバートリッキング、ラバートリストライ、表示付ラッチ、握り玉、スライドボルト、戸当り			
		硝子	【改修前】透明 t4 ➡️ 【改修後】強化型板ガラス t4 ガラス留めシーリング				【改修前】透明 t4 ➡️ 【改修後】アクリル樹脂板 無色透明 t3				【改修前】透明 t4 ➡️ 【改修後】アクリル樹脂板 無色透明 t3							
		備考									ドアガラリ				付属金物一式			
符号	形式	場所	N1TB	トイレブース	トイレ	N2TB	トイレブース	トイレ										
数量	寸法(mm)	【区分】	1	図示	【新設】	1	図示	【新設】										
姿図																		
		材質	見込(mm)	表面材:高圧メラミン樹脂化粧フラッシュ板、芯材:ベニヤ板		40	表面材:高圧メラミン樹脂化粧フラッシュ板、芯材:ベニヤ板		40									
		金物	ステンレス巾木、ステンレス頭繋ぎ、アルミレッキ、アルミ笠木 壁面レール、コーナーカバー、付属金物一式				ステンレス巾木、ステンレス頭繋ぎ、アルミレッキ、アルミ笠木 壁面レール、コーナーカバー、付属金物一式											
		備考	打掛錠×3箇所(内側)															
符号	形式	場所																
数量	寸法(mm)	【区分】																
姿図																		
		材質	見込(mm)															
		金物																
		備考																

高知市都市建設部公共建築課

係	係長	課長補佐	課長
鈴木	笹岡	電田	松本

PROJECT NAME 一宮保育園4・5歳保育室トイレ等改修工事

DATE 2026.08.30

NO A-13

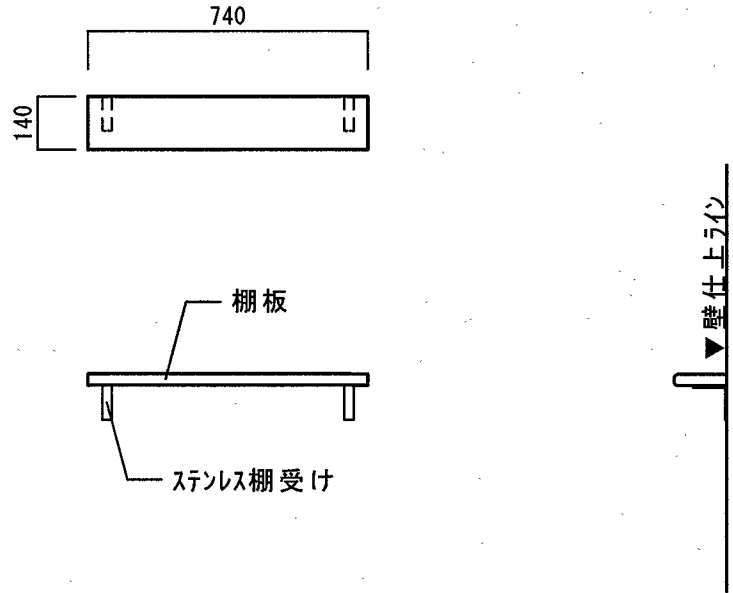
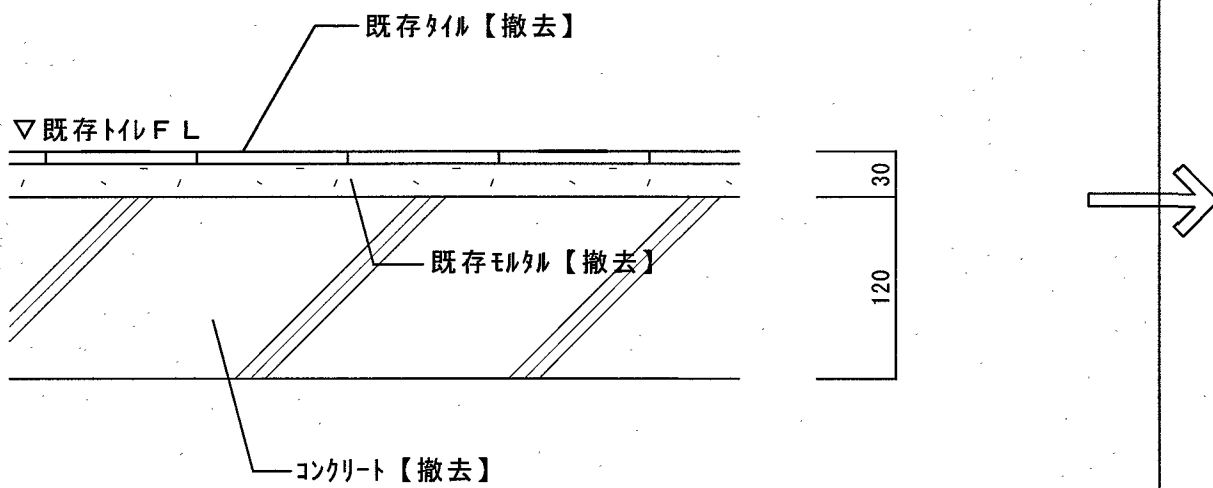
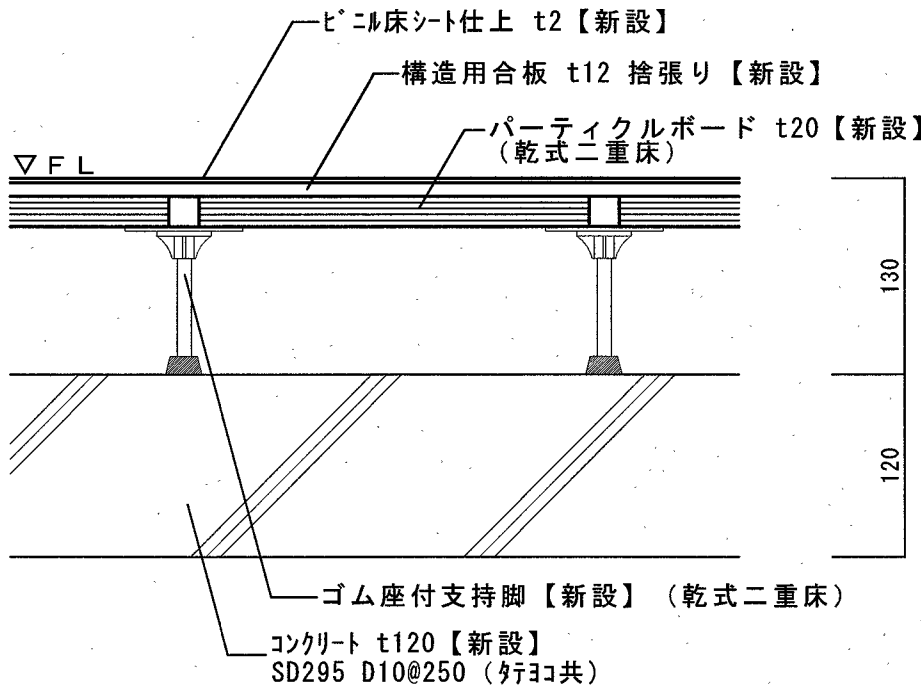
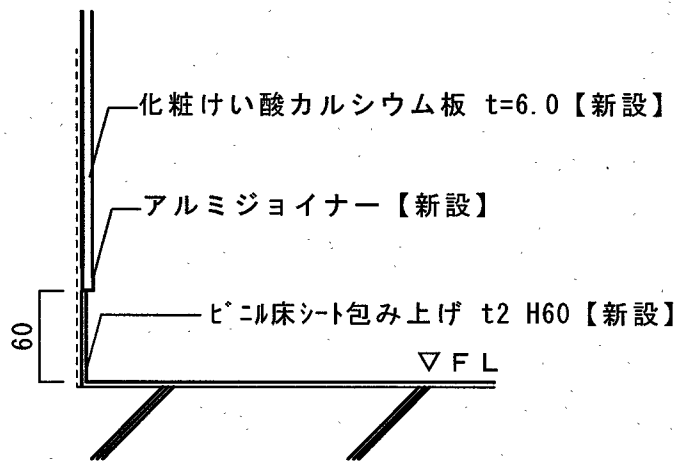
TITLE 【改修前・改修後】建具表

SCALE 1/30 (A2)

一級建築士事務所
高知県知事登録第1283号
一級建築士
大臣登録第354764号 大田高志

一級建築士事務所 スタジオヌン
〒780-0901
高知県高知市上町4丁目5-15
TEL/FAX 088-825-0160

STUDIO NEUNG

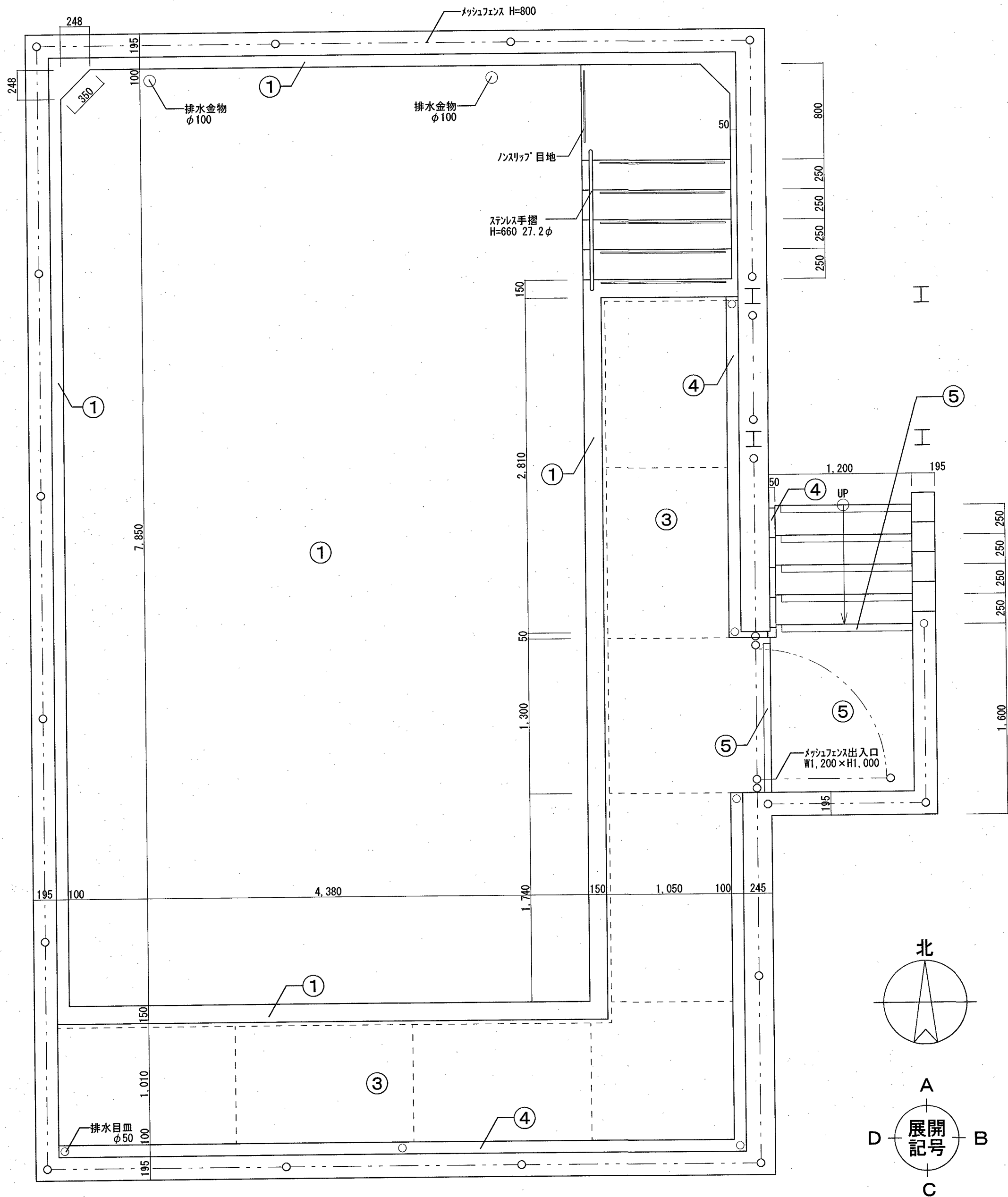
符号	名称	S	棚板	scale:1/20					
数量	寸法 (mm)	3	W756.5*D140						
姿図									
	材質	メラミン・ストフォーム t30							
	金物	ステンレス棚受け 90*90 (棚板1枚につき2箇所)							
	備考								
床 1	床 部分詳細図			scale:1/20	乾式二重床 部分詳細図	scale:1/5	巾木 部分詳細図	scale:1/5	
									

高知市都市建設部公共建築課

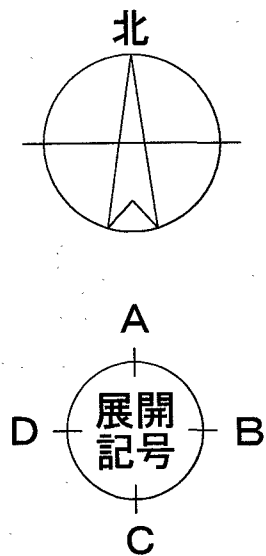
係	係長	課長補佐	課長
			

一級建築士事務所 高知県知事登録第1283号 一級建築士 大臣登録第354764号 大田高志		一級建築士事務所 スタジオヌン 〒780-0901 高知県高知市上町4丁目5-15 TEL/FAX 086-825-0160	
STUDIO NEUNG			

PROJECT NAME	一宮保育園4・5歳保育室トイレ等改修工事	DATE	2026.08.30	NO.	A-14
TITLE	部分詳細図	SCALE	1/30 (A2)		



平面図 1/50



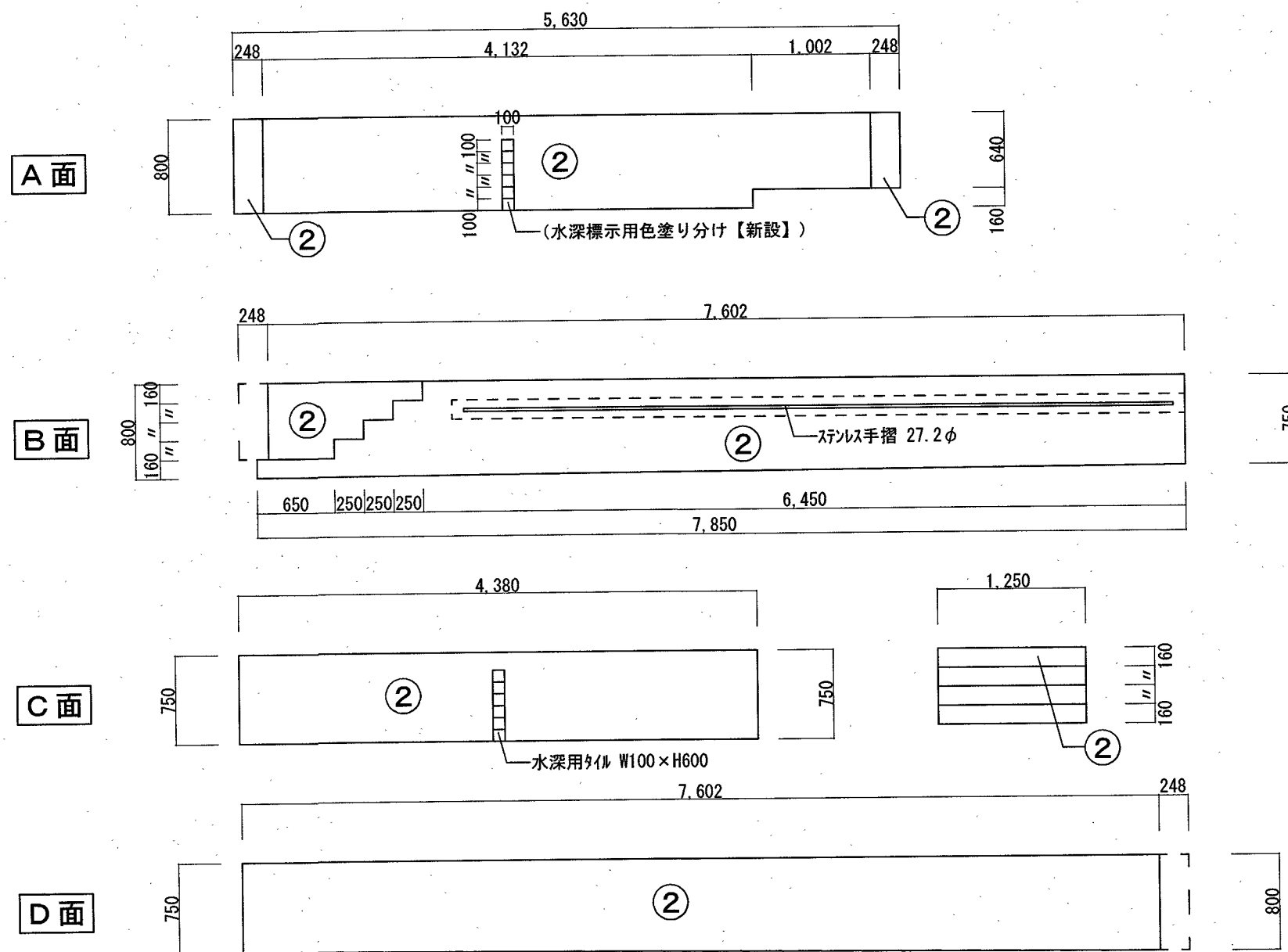
■仕上表

記号	部位	改修前	改修後
①	プール(平場)	モルタル下地 〈PEU〉-1塗 防滑仕上	下地調整：水洗い + プール用RA種 + 劣化改修【新設】
			仕上り：〈GEU〉-1塗 防滑仕上【新設】
②	プール(立上り)	モルタル下地 〈PEU〉-1塗	下地調整：水洗い + プール用RA種 + 劣化改修【新設】
			仕上り：〈GEU〉-1塗【新設】
③	プールサイド	モルタルゴテ押え 《凡例》——目地 W10	下地調整：水洗い + 劣化改修 + ポリマーセメントモルタル塗【新設】 シーリング(PU-2)10×10【新設】
			仕上り：プールサイド用防滑性塩ビシート【新設】
④	排水溝	モルタルゴテ押え	下地調整：水洗い + 劣化改修 + ポリマーセメントモルタル塗【新設】
			仕上り：〈PEU〉-1塗【新設】
⑤	階段	(踏み面、蹴上)モルタルゴテ押え (段鼻)磁器質タイル W60【撤去】	下地調整：(踏み面、蹴上)水洗い + 劣化改修 + ポリマーセメントモルタル塗【新設】 (段鼻)モルタル補修【新設】
			仕上り：プールサイド用防滑性塩ビシート(段鼻黄色)【新設】

■劣化改修表

仕上げ	損傷内容	工法	予定数量
モルタル	ひび割れ	Uカットシール材充填工法(可とう性エポキシ樹脂)	30.0m
モルタル	浮き(一般部)	注入口付アンカービトンニング 全面エポキシ樹脂注入工法	5.0㎡
モルタル	浮き(狭幅部)	注入口付アンカービトンニング 全面エポキシ樹脂注入工法	1.0㎡

※数量及び工法は予定とし、施工数量調査の結果により決定する。

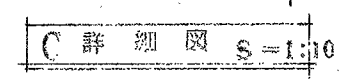


展開図 1/50

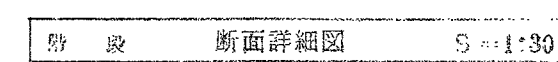
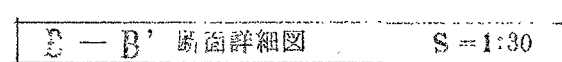
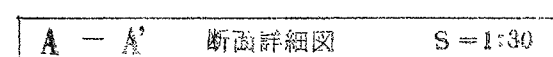
【 】の表記が無いものは【既存のまま】とする。

高知市 都市建設部 公共建築課

工事名	一宮保育園4・5歳保育室トイレ等改修工事
図面名	《プール》平面図、展開図、仕上表、劣化改修表
縮尺	1/50
係	小野
係長	佐々木
課長補佐	田中
課長	鈴木
図面番号	P-01
作図	令和8年9月 日



記号	部位	改修前	改修後
①	ﾌｰﾙ(平場)	ﾓﾙﾀﾙ下地 〈PEU〉-1塗 防滑仕上	下地調整：水洗い + ﾌｰﾙ用RA種 + 劣化改修【新設】 仕上り：〈GEU〉-1塗 防滑仕上【新設】
②	ﾌｰﾙ(立上り)	ﾓﾙﾀﾙ下地 〈PEU〉-1塗	下地調整：水洗い + ﾌｰﾙ用RA種 + 劣化改修【新設】 仕上り：〈GEU〉-1塗【新設】
③	ﾌｰﾙサイド	ﾓﾙﾀﾙ木ゴテ押え 《凡例》- ー 目地 W10	下地調整：水洗い + 劣化改修 + ｾﾐﾅｰﾄﾞﾓﾙﾀﾙ塗【新設】 《凡例》シーリング(PU-2)10×10【新設】 仕上り：ﾌｰﾙサイド用防滑性塩ビシート【新設】
④	排水溝	ﾓﾙﾀﾙ金ゴテ押え	下地調整：水洗い + 劣化改修 + ｾﾐﾅｰﾄﾞﾓﾙﾀﾙ塗【新設】 仕上り：〈PEU〉-1塗【新設】
⑤	階段	(踏み面、蹴上)ﾓﾙﾀﾙ木ゴテ押え (段鼻)磁器質ﾀｲﾙ W60【撤去】	下地調整：(踏み面、蹴上)水洗い + 劣化改修 + ｾﾐﾅｰﾄﾞﾓﾙﾀﾙ塗【新設】 (段鼻)ﾓﾙﾀﾙ補修【新設】 仕上り：ﾌｰﾙサイド用防滑性塩ビシート(段鼻黄色)【新設】



係	係 長	課長補佐	課 長	図面番号
				P-02
0 作 図	令和 8 年 9 月 日			